

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第6号)

平成21年3月24日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	平 野 龍 司	議員
3番	山 田 英 明	議員	4番	近 藤 郁 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	三 浦 桂 司	議員
7番	石 橋 敏 明	議員	8番	平 野 敬 祐	議員
9番	安 井 明	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	一 色 美 智 子	議員	12番	松 山 廣 見	議員
13番	前 山 美 恵 子	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
15番	山 盛 左 千 江	議員	16番	堀 田 勝 司	議員
17番	坂 下 勝 保	議員	18番	矢 野 清 實	議員
19番	月 岡 修 一	議員	21番	村 山 金 敏	議員
22番	伊 藤 清	議員			

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	樋 口 克 紀 君
議事課長補佐	成 田 宏 君	庶務担当係長	深 谷 義 己 君
兼議事担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	竹 原 寿 美 雄 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	山 崎 力 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教育部長	野 田 誠 君	市民部次長	柴 田 二 三 夫 君
		兼環境課長	
健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長	神 谷 巳 代 志 君

兼高齢者福祉課長		兼保険年金課長	
経済建設部次長	前野宏光君	経済建設部次長	三冶金行君
		兼都市計画課長	
企画政策課長	横山孝三君	総務課長	荒川恭一君
代表監査委員	古橋洋一君	監査委員事務局長	高橋芳行君

5. 議事日程

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

- 議案第1号 平成21年度豊明市一般会計予算について
- 議案第2号 平成21年度豊明市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第3号 平成21年度豊明市下水道事業特別会計予算について
- 議案第4号 平成21年度豊明市土地取得特別会計予算について
- 議案第5号 平成21年度豊明市墓園事業特別会計予算について
- 議案第6号 平成21年度豊明市老人保健特別会計予算について
- 議案第7号 平成21年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算について
- 議案第8号 平成21年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算について
- 議案第9号 平成21年度豊明市介護保険特別会計予算について
- 議案第10号 平成21年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第15号 市道の路線認定について
- 議案第16号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について
- 議案第17号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の制定について
- 議案第18号 豊明市福祉施設建設基金条例の廃止について
- 議案第19号 豊明市個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第20号 豊明市監査委員に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 議案第22号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第23号 豊明市福祉基金条例の一部改正について
- 議案第24号 豊明市介護保険条例の一部改正について
- 議案第25号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について

- 議案第 27 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第 28 号 平成 20 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 29 号 平成 20 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第 30 号 平成 20 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 31 号 平成 20 年度豊明市墓園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 32 号 平成 20 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 33 号 平成 20 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 34 号 平成 20 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第 35 号 平成 20 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 36 号 豊明市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 議案第 37 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第6号)について
- 議案第 38 号 平成 20 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第4号)について

6. 本日の会議に付した案件

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第1号から議案第10号及び議案第15号から議案第25号及び議案第27号から議案第38号まで

(3) 議案上程・提案説明・同質疑・討論・採決

議案第 39 号 豊明市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第 40 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)について

議案第 41 号 平成 21 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

安井 明議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

最初に、去る3月11日に開催されました委員会におきまして、石川清康議員の逝去に伴い、欠員となっていました委員長の互選の結果、私が委員長に推挙されましたので、力不足ではありますが、精いっぱい務めさせていただきますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

続いて、お手元に配付されております各特別委員会からの調査報告書の取り扱いについては、本日の諸報告の中で議長より諮られますので、よろしく願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

お手元に配付いたしましたとおり、各特別委員会から調査報告書が提出されておりますので、その内容を各委員長より報告願います。

初めに、安心・安全まちづくり対策特別委員会の報告を願います。

前山美恵子委員長、登壇にて報告願います。

No.5 ○安心・安全まちづくり対策特別委員長(前山美恵子議員)

では、議長より報告の機会をいただきましたので、壇上より安心・安全まちづくり対策特別委員会の報告を申し上げます。

活動の状況につきましては、お手元に報告書をお配りしておりますので、ここでは補足する意味で申し上げさせていただきます。

19年度の委員会は、委員長、私、前山と、中村副委員長を中心にして、付託事項1、防犯対策に関する調査、2、地震対策に関する調査研究に取り組むことを確認いたしました。

防犯対策については、子どもが巻き込まれる事件や、世情の不安定化により犯罪が増えていることから、安心して暮らすことができる地域づくりを課題としました。

地震対策に関する調査については、防災及び災害対策は行政の重要な柱と位置づけ、大震災に対して災害にどう備えるべきか、災害が発生したらどうすべきかなどを考慮し、行政が主体となって整備すべき備えに視点を置いて、研究することとしました。

まず、19年度は2の地震に関する調査に焦点を当てることとし、本格調査に入る前の10月23日に委員会を開催し、本市の消防の現況と緊急地震速報について、消防署並びに防災安全課から報告を受けました。

消防に関しては、ちょうど南部出張所の建設計画があり、南部地域での防災の拠点として、豊明全市内で6分体制が確立されることになり、まさに消防体制の充実が住民の命と財産を守ることにつながると認識をしました。

ただ、消防の広域化問題が俎上に上がっており、広域化によって本部が遠方になることや、災害発生時に消防団との連携がスムーズにいくのか等々の疑問点が浮き彫りになりました。

また緊急地震速報は、震源近くで地震をキャッチし、素早く知らせるシステムのため、事前に避難が可能となり、導入を決めている自治体もありますが、財政難な事情から本市での導入はまだ先のようであります。

このことを踏まえて、視察については、候補地として北九州市の災害時の要援護者対策について、また姫路市の防災センターとして調査を始めました。

まず、北九州市については、17年に起きた福岡西方沖地震の経験から、災害時要援護者対策の必要性を感じて取り組まれました。市民意識が希薄になりつつある中で、市民が主体となる自助、共助体制の構築と、行政がどこまで支援するのかの範囲を3段階に整理をし、重度の要援護者は病院や施設での専門家の支援、中度では避難所の福祉サービス事業者の支援、軽度では避難所で地域自主防災会などが支援することとなっております。

また要援護者対策は、個人情報保護との関係で、要援護者と支援者が個人情報を共有する難しさや、町内未加入者の問題、日中と夜間の人口の変化などでの支援体制の変化など、困難な問題が浮き彫りとなりましたが、一つひとつの課題を行政と市民とが何度も会議を重ねて取り組まれていました。ここに学ぶべき糸口があるように感じた次第であります。

次に、人口54万人都市姫路市の防災センターを視察しましたが、市民が災害を体感し、防災意識を高める防災プラザや、消防司令センターや防災情報システムが確立をされており、24時間市民を見守り続ける拠点となっております。

災害弱者がどこに居住しているか、出動した救急車がどこにいるかなどの防災情報が、瞬時にして知ることができる最新の設備が設けられていました。

さて、多額の資金の投入によってつくられた施設であり、市民にとって防災意識を高めることになる施設ですので、多くの市民に活用されることが望ましいのですが、訪れたときに市民の姿が見られなかったのは、やはり災害の危機意識が遠のいているあらわれなので

しょうか。

災害対策は、実際に被害を減らし、住民の生命と暮らしを守るために進められなければなりません。住民は日ごろの生活で常に危機意識を備えているわけではありません。そのために当局におかれましては、広い視野と総合的な視点に立って防災対策を進めていただく、このことを求めるものです。

20年度には副委員長を三浦議員にバトンタッチをしました。調査項目は、災害時の飲料水の確保の問題とし、防災安全課から応急給水体制について現況を学ぶことになりました。給水水源から給水車によって給水拠点、避難場所まで水が運ばれ、避難場所で防災組織や市職員などによって給水活動が開始される体制になります。

ところで予測される大震災では、近隣自治体からの応援が難しく、また給水車は水道企業団では2台しかないなど、大量の避難民に対して水の供給は容易ではありません。各家庭で3日分の飲料水の備蓄をすることや、生活水の確保の大切さをPRして、さらなる市民への喚起が求められるところです。

防災については以上とし、残された期間で1の防犯対策について調査をすることとなりました。

今まで防犯の調査研究については初めてであること、視察が日帰りという制約の中で、視察先を掛川市の防犯パトロールカーの活動を調査研究することとしました。

ここでは児童生徒の下校時間に合わせて、パトロールの講習を受けた職員が、交代で防犯パトカーによるパトロールを行っていますが、警察車両と類似した外観に塗装した防犯パトロールカーを14台整備し、職員の約4割がパトロールの講習を受けているという、防犯に対する強い意気込みを感じました。

また掛川市では、「犬のおまわりさん」という愛犬家に登録をしてもらい、散歩の際に防犯や交通安全運動に協力をしてもらおう仕組みも行われていました。

児童を犯罪から守るためには、行政の対策だけでは不足します。多くの市民の目や活動が必要ですので、登録型の愛犬家に散歩のとき、防犯や交通安全運動に協力をしてもらおう仕組みであり、あくまでも自由を基本としていました。

ただ、広大な面積を持つことから、市街地の防犯活動は密に行われているようですが、農村部地域の防犯活動が手薄であり、未解決のままのようです。この問題はどこの自治体にも共通する問題ではないでしょうか。

ここで感じましたことは、防犯に有効な方策は、地域のコミュニティーの力を高めていくことだと認識を新たにしました次第です。温かい目線を持った市民を増やしていくことが、防犯のカギとなるようです。

子どもの安全が保たれること、安心して外遊びのできるまちにしていくことなど、子どもたちの成長を見守りながら、世代を超えて大人が取り組む緊急の課題であり、どこの自治体でも模索しながら取り組まれています。多くの市民が気軽に参加できる防犯活動を計画していくことも大切であるということを感じ、本市の参考にしていただければ幸いです。

以上で委員長からの報告を終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて、とよあけ元気まちづくり対策特別委員会の報告を願います。

山田英明委員長、登壇にて報告願います。

No.7 ○とよあけ元気まちづくり対策特別委員長(山田英明議員)

議長よりご指名をいただきましたので、とよあけ元気まちづくり対策特別委員会の報告を簡潔に申し上げます。

活動の状況につきましては、お手元にお配りいたしておりますが、ここでは若干の補足を申し述べさせていただきます。

平成 19 年6月 22 日、委員会設置の後、石川清康議員が委員長に、近藤郁子議員が副委員長に互選され、当委員会におきましては、付託事項としまして、①第二東名高速道路豊明インター周辺整備開発に関する調査、②商工業活性化と企業誘致の推進に関する調査研究、③県道名古屋岡崎線周辺開発に関する調査研究、④地産地消、産直農業振興に関する調査研究に対しての活動を時系列的に報告いたします。

8月 23 日、委員会において平成 19 年度の調査内容について協議をいたしました結果、平成 20 年1月 24 日、④の地産地消、産直農業振興に関する調査研究で、栃木県小山市の地産地消と食育の取り組みについて視察し、調査研究をいたしました。

地産地消の理解の促進については、啓発活動やイベントの開催など、安心・安全な農畜産物の生産と利用については、生産者指導、量販店での提供促進、直売所の拡大、食育に関する指導の推進、給食への地場農産物の導入や地域ブランド、小山ブランド 56 種の創生と発信、地産地消の推進、都市と農村の交流の拠点としての「道の駅思川」を視察しました。

翌1月 25 日は、静岡県沼津市におきまして、商店街等活性化事業について、まちの情報館を視察、研修を行いました。

アーケード名店街の空き店舗を活用して、起業意思のある商業者4社に低価格でレンタルし、その後、繁盛店としてアーケード名店街に誘致することを目的としたものでありましたが、所期の目的を果たすまでも至らなかった。

しかし、市内で空き店舗率が最も高いアーケード名店街の活性化を目指し、チャレンジショップ跡地である空き店舗に、市民、商業者などのまちづくり活動の拠点として、平成 16 年5月に、沼津地域産業振興協議会の運営による沼津産業振興プラザと連携した若人や商店主の情報発信サロンとして、まちの情報館を開設されたものです。

まちづくり活動のコーディネート、情報交流の場、担い手育成の場、市民団体の活動の場、実験ショップ等の機能を持ち、各種講座、セミナーを開催し、ホームページの開設

運営による情報発信とまちづくり活動を行う個人団体の交流の場の創出により、多くの学生や若者のまちづくりへの参画があったとのことでした。

以上、平成 19 年度における石川清康議員のもとでの活動報告であります。

5月15日、委員会において山田が委員長、近藤郁子委員が副委員長に互選され、6月17日、平成20年度の調査について協議をし、12月9日、③の県道名古屋岡崎線の現状と今後の予定について、並びに②の元気なまちの発信地、「ガンバルぼっくす」についての説明を受け、研修を行いました。

平成21年1月26日には、岐阜県大垣市において、地産地消の取り組みについて行政視察を行いました。

大垣地区は古くから水都と呼ばれ、豊富な水に恵まれた地の特性を生かし、レンゲを肥料にした減農薬米「れんげのかおり」、里芋「里丸」、ワサビ等を生産し、平成18年3月に飛び地合併した上石津地区では、傾斜地を利用した大規模な有機栽培茶の生産が進められ、全国的に販売されていました。有機米「ときのかがやき」等、地域ブランドを創設し、地場農産物の生産拡大に取り組んでいました。

また、地産地消アイデアコンテストでは、里芋や米飯、お茶を使用し、料理部門、お菓子部門に分かれコンテストが行われ、地元の農産物をおいしく食べようと、そのレシピの紹介もありました。

JAにしみのファーマーズマーケットでは、無農薬、低農薬栽培などの生産者が毎朝、新鮮な野菜を収穫し、自分で店の売り場に並べ、価格札には生産者の名前がある。そのことによって生産者直送の消費者の定着化が図れるものとなっています。

まとめとしまして、商工業活性化については、がんばる商店街推進事業補助金を活用した商店街活性化事業、「ガンバルぼっくす」の利用は好評で成果もあり、豊明市が元気であるためにも、さらなる調査研究を重ね、強く支援を求めていく必要があります。

また、地産地消、産直、農業振興に関することについては、平成21年からとよあけEco堆肥使用農産物認証制度が始まります。のぶながくんシールを貼った豊明ブランドの農産物を販売する道の駅や直売所の開設、量販店などへの提供拡充等、今後の課題もありますが、ここにおいて一応の成果として見られ、今後の発展に大きく期待するものであります。

そして、県道名古屋岡崎線については、一部供用開始された部分もあり、残すところ、刈谷市内においてハイウェイオアシス北部と、豊明市内では下山地区、勅使池北部と名古屋市の一部であり、完成することにより名古屋環状2号線と接続し、新たな幹線道路として、豊明市にとって北部玄関の開発は重要な大動脈の役割を担う大きな事業であります。今後も県への働きかけや側道周辺開発に積極的に取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

以上、8回の委員会開催と2回の行政視察の中で、①の第二東名高速道路豊明インター周辺整備開発に関する調査については、時間的な制約もあり、着手までに至りません

でした。

最後になりますが、この委員会の調査活動の報告を行政に生かしていただくことを提言申し上げます。

また、本委員会付託事項のうち、未調査、継続調査の事項もあり、平成 21 年度以降も引き続き特別委員会が設置されることをお願い申し添え、とよあけ元気まちづくり対策特別委員会の委員長報告を終わります。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

各特別委員の皆様におかれましては、長期間にわたりそれぞれ調査をいただき、まことにご苦労さまでございました。

当局におかれましても、ただいま報告されました事項に十分留意され、調査研究されることを要望し、以上で各特別委員会の調査報告を終わります。

これにて、諸報告を終わります。

日程 2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第 1 号から第 10 号まで及び議案第 15 号から議案第 25 号までと、議案第 27 号から議案第 38 号までの 33 議案を一括議題といたします。

各委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付いたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審議結果についてそれぞれ各委員長より報告を願います。

初めに松山廣見総務文教常任委員長、登壇にて報告願います。

No.9 ○総務文教常任委員長(松山廣見議員)

皆さんおはようございます。

議長のご指名がありましたので、総務文教常任委員会に付託されました案件についての審議結果をご報告申し上げます。

去る 3 月 12 日午前 10 時より、全員及び市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審議経過を申し上げます。

初めに、議案第 1 号 平成 21 年度豊明市一般会計予算のうち、本委員会所管部分についてを議題としました。

本案件の進め方は、範囲が非常に広いので、歳出については款別、所管別に区分し、理事者の説明を受け、その後、質疑に入り、討論については最後に一括して行うことにしました。

1 款 議会費について理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁としては、負担金事業では愛知県市議会議長会負担金、隔年開催の議員合同研修会が今年度開催されないこと等による減ですとの答弁がありました。

次に、2款 総務費について順次、理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、金融機関からの要望により、組み戻し手数料を50万円計上した。数年前より指定金融機関からの要望があり、現在の派出所手数料100万円を273万円、派出時間の短縮、ATMを1台にしたいなどの要望です。本市も財政が厳しく、指定金融機関には企業努力をお願いしているが、組み戻し手数料については、応分の負担はやむを得ないと考え計上しました。

預金利子は、前年度に比較し45万円減したが、大口定期の基準金利が0.25から0.15に下がったためです。

庁舎管理事業の機器借上料では、東館の電話は長期契約がしてありません。

食堂等備品購入費では、ウオーマーテーブルは食堂の汁物を温めるもので、買いかえをするものです。

市長会等負担金は、次年度も半額と見込んでいます。

街区基準点復旧等委託料は、国土交通省より市へ移管されたことにより管理するもので、地籍調査の基準となる。本市には1,000点以上あります。

相続関係書類作成委託料は、市税滞納に関するもので、差し押さえた方が死亡し、相続人が放棄した場合の裁判所への相続管理者を決めるため弁護士に委託するものです。

文書事業の情報公開審査会委員報酬は、情報公開に関し不服申し立てによる審査を行うもので、委員は5名で6回分の計上です。

職員駐車場の駐車台数は180台程度です。民地から借り入れた場合は、850万円弱となります。

文書事業の機器借上料では、20年4月より両面印刷機1台を長期契約しました。

公用車管理事業のバス借上げは、予算編成では中型を要望しましたが、参加人数の都合により、担当課がマイクロバスに変更する場合があります。

電算管理事業の電算関係委託料では、3月までは契約しており、各課の計画をすべて確認するには時間的に難しい。計画では、約100のシステム改修があり、年度ごとに行うことで対応したい。

徴収事務事業の電算関係委託料は、コンビニ収納に関連し、基盤整備178万円、コンビニ利用の納付書読み込みで200万円の歳入システム改修を見込んでいます。

統計調査員報酬の増は、経済センサスが新たに開始となるためです。これは4事業を統合する調査で、毎年ではなく、本調査は23年度です等の答弁がありました。

次に、9款 消防費について理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、臨時の調理員は今月いっぱいです。南部出張所では臨職が採用できないので、足並みをそろえます。外へ注文するか、家から弁当持参となりますとの答弁がありました。

次に、10 款 教育費について理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、幼児授業料補助は、20 年度要綱改正により、年間 7,000 円で 334 名申請され 233 万 8,000 円であり、前年度実績により 301 万円にアップしています。

ポルトガル語通訳は、非常勤、臨時と身分は違うが、学校に配置し、児童生徒との接し方など1年間の勤務状況で判断して非常勤としたい。

中学校の電算関係借り上げは、教職員用 40 台を新規にリースし、60 台配置されており、100 台となります。今後の予定は、小学校教職用を 22 年度より、3カ年で 200 台程度導入する予定です。

古戦場跡地の案内板は、3メートル掛ける3メートル程度であり、4月に入り見積もりをとる予定です。

スポーツ振興事業のトレーニングルーム指導管理業務委託料は、火曜日から土曜日の週5日の勤務で、火、木、土は午前9時から午後5時まで、水、金は午後1時から9時までの勤務であり、利用者に対し器具の取り扱いや、初心者には安全対策の上からも指導するもので、そのほかに器械の点検整備があります。

山田グラウンドは 21 年1月1日評価替えの予定であり、21 年度は固定資産に見合った額、単価は 570 円以内で交渉したいとの答弁がありました。

次に、12 款 公債費から 14 款 予備費までについて理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

答弁として、公債比率は決算前であり出ておりませんとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、一般会計は前年度と比較すると、よく取り組まれているのがわかったが、見直しに温度差がある。市長会、電子申請など、みんなで見直しを行う時期であり、電算関係委託料はやるべきである。無駄を省くことで削減につながればいい。総体的に見て反対討論とする。

市の職員は、時代に合った今、何が必要かわかっていない。汗を流した税金であり、厳しい査定がなっていない。厳しい判断での委託金などは、心から賛成とは言えないが、反対はしない。これから考えていただくことでお願いしたい。

100年に一度の経済不況の予算であり、苦しい部分もあるが、小学校へのAEDの設置、耐震化があり、入札残は財政に戻し、緊急工事に備えてほしい。委託を減らし職員で行ってほしい。税収も増やすことをお願いする。厳しい財政の中であり、努力することを要望し、賛成討論とするとの討論があり、採決の結果、議案第1号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第4号 平成 21 年度豊明市土地取得特別会計予算についてを議題としました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁としては、測量設計等委託料の中に草刈りを2回分見込みましたとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第4号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号 豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の特例を求める条例の制定についてを議題としました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁としては、他市の状況は議会への提出があったか未確定であります。8市が何らかの減額を行う方針であります。他市の状況というよりも、市長みずからが判断されたことです。管理職手当の10%も同じ時期ですとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、みずからのことであり、反対はしない。各地で削減が言われており、全体からは小さい。管理職や一般職の給与に波及する危機も秘めており、改善を示す力がはっきりしていない。他市でも過激な削減のところもあり、10%はインパクトが薄いので、削減する意味をはっきりすることを要望して賛成するとの討論があり、採決の結果、議案第16号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号 豊明市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例を定める条例の制定についてを議題としました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁としては、年間の影響額は約128万円ですとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第17号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号 豊明市個人情報保護条例の一部改正についてを議題としました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともなく、採決の結果、議案第19号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号 豊明市監査委員に関する条例の一部改正についてを議題としました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁としては、改正のタイミングは健全化の審査日数を検討し、90日以内で完了できることから、この時期の提案としました。

近隣では、21年3月で17市に現状を調査。昨年中の改正は5市、12市は今回改正されず。90日か60日かは、審査の所要日数を勘案しましたとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、タイミング的にアウトではなく賛成するが、情報を早くキャッチしてほしいとの討論があり、採決の結果、議案第20号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと

決しました。

続いて、議案第 21 号 豊明市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題としました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、15 分の休憩時間を昼休みに加えるものです。育児休業法は1号から4号まで規定されており、その時間により案分した結果ですとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、正規職員の時間が 15 分短縮となり、民間に合わせることでなじまない。この条例は、正規職員は 15 分、8時間の臨時職員は 30 分切ることになる。現場の混乱がないよう4月に向け検討されることで賛成討論とするとの討論があり、採決の結果、議案第 21 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 22 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題としました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、費用負担は、学校教育法第5条により設置者が負担することになっております。1カ月 100 時間超えに対し、本人が希望すればできるもので、回数ではありませんとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、7,200 円のを4時間以内では 5,000 円にしたことは評価する。法律の改正からは遅い。市民の信頼が揺らぐことになるので指摘して、賛成討論とするとの討論があり、採決の結果、議案第 22 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 25 号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題としました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともになく、採決の結果、議案第 25 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 27 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)のうち、本委員会所管部分についてを議題としました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、消防南部出張所の分離発注については、市に基準がなく、県の基準により専門性、工事の責任制からです。当初の設計ではおおよそ2億円であり、予算上1億 6,500 万円しかなく精査しました。今の本庁舎も分離発注しています。12 月の段階では工事が終わっていない。今では残があり、不用額となりました。

幼児授業料補助では、当初 600 万円を計上し 366 万 2,000 円の減でした。所得に応じた要綱に改正したものであり、見込みがつかず大幅な減となりました。

予算執行する際は、市として適正な発注ができるよう検討を加えますとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、予算執行が適正か適正でないか判断しづらい。この方法がいいとは思わない。会計上ぐり抜ければいいわけでもなく、はみ出たから分離発注した。必要なものは補正で対応する。今後改められることを要望し、賛成討論とするとの討論があり、採決の結果、議案第 27 号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 30 号 平成 20 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題としました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともになく、採決の結果、議案第 30 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 37 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第 6 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題としました。

理事者の説明を求めた後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともになく、採決の結果、議案第 37 号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて平野龍司厚生常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.11 ○厚生常任委員長(平野龍司議員)

議長の指名をいただきましたので、厚生常任委員会に付託されました議案の審議内容と結果について報告いたします。

去る3月 13 日午前 10 時より、厚生常任委員全員と市長並びに関係職員出席のもと、委員会を開催いたしました。

初めに、議案第 1 号 平成 21 年度豊明市一般会計予算のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

本議案については広範囲にわたりますので、各所管課別に区分して説明を受け、その後、質疑に入り、討論については最後一括して行うことにいたしました。

質疑に対する主な答弁は、次のとおりです。

市民協働課の所管については、男女共同参画懇話会委員の報酬は1回 7,200 円で、会議が4時間以内の場合は 5,000 円で、委員 1 名と全体会議、2つの部会をそれぞれ1回ず

つ減らしました。

豊明まつりの開催委託料の内容は、秋まつりの雨対策、音響設備の借り入れ及び駐車場に整備員を配置するため。

市民提案型事業委託料については 15 万円の3事業、地域福祉計画の中から 10 万円、4事業で、社会福祉課と共同で審査を行う。

公募は5月の広報で行い、審査は6月中旬になる等の答弁がありました。

次に、防災安全課所管について。

交通安全ヘルメット購入費補助金は、新中学1年生 620 人を対象に、54%を補助している。

防災型無線運営協議会負担金については、県下全市町村に情報交換する設備の経費で、風水害のとき、各警報が出たとき、降雨量等が県から市町に連絡があり、対策本部の立ち上げ、解散の参考にしている。

地域安全監視員については、愛知署OBを採用する。

市営駐輪場の利用については、定期の利用しかわからないので、19 年度を参考にして予算を組んだ等の答弁がありました。

次に、市民課所管について。

戸籍住民人件費の1名減については、窓口対応に慣れてきて、職員の協力もあり、住民サービスの低下にはならない。

住基カードについては、1,332 枚発行しており、今年度は 400 件の申請があり、手数料は1件 500 円です。

電算関係委託料及び借上料については、戸籍・住基台帳の電算化の管理運用と住基ネットの電算化の機器、ソフトの借り上げと保守委託料であります。

火葬場使用委託料については、大人 270 件、子ども5件、死産 10 件、霊柩車 30 件等の答弁がありました。

次に、社会福祉課所管について。

地域福祉計画策定については、パブリックコメントを実施し、22 年3月完成のスケジュールで行う。

小規模授産施設の利用者と職員人件費については、メイツは利用者 45 名、市からの派遣職員1名 1,150 万円、臨時職員2名 216 万円。フレンズは利用者 16 名、正職員2名 1,000 万円、臨時職員4名 401 万円、事務員1名 100 万円。ファインは利用者が変わり、正職員1名 310 万円です。市職員については、自立支援法の切りかえにより、23 年度に引き上げることになると思う。

災害ボランティアコーディネーターの人数については、69 人です。

市民創発事業については、地域福祉計画策定のため、市民が地域福祉活動を実践してもらう内容であるとの答弁がありました。

次に、保険年金課の所管については、質疑はありませんでした。

次に、高齢者福祉課の所管について。

福祉ベルの設置については、19年度が163個、20年度は5月終了で100個、6月以降は日常生活用具給付事業で20個設置いたしました。

シルバー人材センター補助金については2,854万2,600円で、正職員5人分の人件費の90%です。

宅配給食の食数は、昼食1,500食、夕食800食、利用者205人で1割減になる等の答弁がありました。

次に、児童福祉課の所管について。

児童扶養手当について、父親の障害の内容は、国民年金法による障害程度が1、2級及び身体障害者福祉法による障害等級が1、2、3級です。

保育人件費については、育休で8人分の減を見込んだ。

また、調理の委託については、愛知労働局に確認し、適切に行っています。

長時間保育等業務については、時間短縮、人員削減等により、差し引き36万4,000円の減になる等の答弁がありました。

次に、健康課の所管について。

予防接種等業務は、人件費で4人減、管理栄養士3人と事務職1人です。

日本脳炎については、副作用の関係で受診勧奨を控えているが、昨年より増えている。

栄養士については、相談事業を行っている。

成人病診断については、集団検診は20年度の5,700人から8,000人、医療機関は5,600人から4,200人で予算化した等の答弁がありました。

最後に、環境課の所管について。

水質等分析調査委託料については、市役所屋上でのダイオキシン調査の数値が基準値の1割にも満たないので、県と協議して調査をやめることにしました。

資源ごみ回収交付金の減額については、新聞紙1円と段ボール0.5円下げました。

産廃処分委託料については、排水を外に出さないように、濃度の濃い廃液8立方メートルを処分し、トン当たり予算上8万8,000円であるが、最終的に7万円までにもっていきたい等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論としては、市民協働が進むとは思えない。予算額が少ないので、効果が出ない。保育園の正職員と臨時職員の勤務時間が違い、超勤に差が出る。がん検診は人数が減っており、集団検診の枠をとって補正を組むように。有機循環事業は今後の課題であり、多くの経費がかかっており工夫すべきとの反対討論がありました。

次に、賛成討論としては、老人が生きがいを見つける施策がないので頑張ってもらいたい。委託料については、わかりやすいように組んでほしい。また、機器借上料については簡素

化するようお願いし、賛成とするとの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第1号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 平成21年度豊明市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

老人保健医療費拠出金については、2年後に精算するもので、これは19年度分である。健康診査委託料については、21年度は目標44%で予算化した。目標達成のため、21年度は腎機能検査のクレアチニン検査を増やし、案内通知を出し、さらに未受診者に対し電話で勧奨を行う等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論としては、健康診査は目標を達成していないとペナルティーが発生する。制度が変わる途中であり様子を見る。努力を評価して賛成とするとの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第2号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 平成21年度豊明市墓園事業特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、樹木剪定・草刈委託料は、草刈りについては、共有する部分と売っていないところで年4回行う。面積は昨年と同じであり、維持管理費は取っていない等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入り、採決の結果、議案第5号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成21年度豊明市老人保健特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論もなく、直ちに採決に入りました。

採決の結果、議案第6号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 平成21年度豊明市介護保険特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、保険給付費の伸びについては、計画策定時、鈍化したものを修正し、結果的に右肩上がりとなった。

歳入と歳出のバランスについては、75歳以上の人数が、第3期に比べ第4期は24%増であり、今回は8.5%増で計上し、基金から1億6,000万円を投入し、保険料、国・県・支払基金の負担金、繰入金などでつくれた。

介護予防一般高齢者施策事業については、一般会計から移したが、老人の講座等の事業を行っていく。

家族介護慰労金については、介護度4と5の方が、介護サービスを1年間使わなかった場合に10万円を支給するもので、19年度は4件ありました。

生活機能評価検査委託料についての1,100人分は、特定高齢者の候補者を含んだ人数で、妥当な数字である等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論としては、第3期のときの算定が甘かった。給付の伸びを見込んでしまうと前回と同じようになる。5%の伸びは疑問である。給付が必要な人にサービスがいくように何らかの手を打つことを期待し、賛成する。

口腔ケアは今後とも進めるよう要望し賛成する等の討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第9号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 平成21年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、保険料の軽減措置は自動的に計算され、保険料の見直しについては広域連合で行うため、情報は持っていない等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論としては、事務事業でまずいところはないが、天引きの対象者を変え、今後どのように変わっていくのかが不安定である。もともと制度に反対であるので反対とするとの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第10号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 豊明市福祉施設建設基金条例の廃止についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、直ちに採決に入りました。

採決の結果、議案第18号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 豊明市福祉基金条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、直ちに採決に入りました。

採決の結果、議案第23号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 豊明市介護保険条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する答弁は、保険料の県下の順位についてはわからないが、中位くらいとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、主な討論は、0.25の階層を設けたので評価する等の

賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第 24 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 27 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、高齢者住宅改修費補助金については、予算上非課税 56 人、課税 24 人である。

医療扶助費の減額について、ジェネリック薬品による額までは把握していないが、20 年 4 月 30 日付で対象者に使用について喚起をしている。

妊婦健診委託料の減額については、利用回数を全部使い切らなかったため等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論としては、北部児童館の落札率がわからないが、同じ業者に請け負わせることで効果があった。臨時職員は 60 歳で退職、正職員は再任用である。宅配給食については、3,600 食の使い控えがあった。改善すべきである。妊産婦健診については、対象者は減っていないが、5回使い切らないので指導、アドバイス等をするようにと指摘し、賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第 27 号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 28 号 平成 20 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、直ちに採決に入りました。

採決の結果、議案第 28 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 31 号 平成 20 年度豊明市墓園事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、直ちに採決に入りました。

採決の結果、議案第 31 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 34 号 平成 20 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する答弁は、第1号被保険者保険料が増額になったのは、第5、第6階層が増

えたため、当初、歳出を低く抑えた経緯があり、保険料を抑えたためとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論としては、正しい保険料を算出していれば、基金に積む予算になっていた。予算のつくり方に問題があるが、賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、採決の結果、議案第 34 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 35 号 平成 20 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する答弁は、後期高齢者医療広域連合負担金の軽減分の人数は、2,009 人との答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入り、採決の結果、議案第 35 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 36 号 豊明市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する答弁は、交付金の額は 3,078 万 4,000 円のうち、準備費 266 万 3,000 円であるとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 36 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 37 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第6号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、二村台保育園の耐震工事については、21 年度に予定していたが、国の2次補正によって行うこととなったとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 37 号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 38 号 平成 20 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に入りましたが、質疑・討論はなく、直ちに採決に入りました。

採決の結果、議案第 38 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生常任委員会に付託されました議案の審議内容と結果についての報告を終わ

ります。

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

ここで、委員長報告の途中であります、10分間の休憩といたします。

午前11時13分休憩

午前11時24分再開

No.13 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き委員長報告を進めます。

杉浦光男経済建設常任委員長、登壇にて報告願います。

No.14 ○経済建設常任委員長(杉浦光男議員)

議長よりご指名がありましたので、経済建設常任委員会に付託されました案件について、審議結果をご報告申し上げます。

去る3月16日午前10時より、全委員及び市長以下関係職員の出席のもと、委員会を開催し、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

長時間にわたり慎重に審議されておりますが、ここでは簡潔にご報告をすることといたします。

以下、審議経過と結果を申し上げます。

最初に、議案第1号 平成21年度豊明市一般会計予算のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

5款 労働費から7款 商工費までは款別に、8款の土木費は、項別に区分して当局から説明を受け、その後質疑に入り、討論については最後に一括して行いました。

初めに、5款 労働費についての質疑に入りました。

ハローワーク事業を廃止したが、求人リストは廃止されるのかとの問いに、企業からの求人リストは現在、ハローワークと調整中です。

また、勤労会館の修繕料の予定はとの問いに、電気設備や自動ドアなどの修繕のための頭出しといたしますとの答弁がありました。

その他、主な答弁としては、勤労者住宅資金利子補給金は、前年は27人くらいが利用したが、21年度は15人分計上しました。

勤労者住宅資金の利子補給は、勤労者全員が対象で、21年度で終了します等の答弁がありました。

続いて、6款 農林水産業費についての質疑に入りました。

主な答弁としては、農業委員会交付金は、以前は多く交付されていたが、見直しがなされ、現在は人数に対する定額のみで、残りは市の一般財源からの持ち出しになります。

家畜防疫対策は、ニワトリと豚、牛が関係します。

有害鳥獣駆除は、要望があった地域を中心に年2回、猟友会に委託しています。

ヌートリア駆除にも力を入れています。

勅使池の21年度の整備概要は、散策路の整備、親水護岸、管理橋の建設です。

また、改善センター施設管理業務の減額の要因はとの問いに、夜間の業務を月25日から20日に減らしました等々の答弁がありました。

続いて、7款 商工費についての質疑に入りました。

商工業振興資金預託金でセーフティーネットの融資を受けられる基準はとの問いに、セーフティーネットの基準は、業種が当てはまるかどうか、最近3カ月の売り上げが昨年同期の5%以上減少しているか、ですとの答弁がありました。

小規模事業指導費補助金の内容はとの問いに、商工会職員人件費の補助です。局長は全額補助で、他の職員は県の補助を除いた8割以内ですとの答弁がありました。

その他、主な答弁としては、ひまわり広場は、市の行事や各種団体のPRを行ったり、バスの時間待ちの人などに利用されています。

商工会で行う職業相談は市民全部が対象で、商工会の正職員がすべて研修を受けており、相談を受けられる状態になっていますが、ハローワークとは現在、調整中です等の答弁がありました。

続いて、8款 土木費についての質疑に入りました。

道路等維持作業は、今年度までの積み残しは、これで100%解消できるか。昨年度までの区長要望工事のうち、まだ実施されていない部分の積み残し分はとの問いに、維持作業、修繕はリアルタイムで対応しています。新設改良は積み残しがありますが、21年度以降に着工することを区長に説明してありますとの答弁がありました。

都市計画費の中の樹木剪定・草刈委託料の内訳はとの問いに、県道沿いの草刈りと園路の草刈りで、人件費が約50%で、県の積算基準の単価に基づいていますとの答弁がありました。

桜ヶ丘沓掛線の用地は何%くらいかとの問いに、7,274平方メートルのうち、公社と市で3,700平方メートルくらい、51%の買収が済んでいます等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論としては、商工会を中心に商店街の活性化に尽力されたい。桜ヶ丘沓掛線は一刻も早く整備されたい等、要望を加えた賛成の立場で討論。

総じて、前年度から比べてきちんと精査して見直しされたと思う。妥当な予算の計上であり、賛成するとの討論がありました。

一般会計全体で、国絡みの関係からもこの予算には賛成できない。集中改革によって職員の削減が各課で行われているが、住民サービスが低下してくるなど、いろいろな面で

後退するので、この面からも反対するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第1号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第3号 平成21年度豊明市下水道事業特別会計予算についてを議題といたしました。

当局の説明の後、質疑に入りました。

歳出全般にわたって、昨年9月の値上げの際に、3割値上げするので3割の努力をされると言ったが、考えはとの問いに対して、固定費、変動費、設備費などトータル的に考えて、新しい事業はほとんど行っていないので、維持管理面から昨年と今年で2名の職員を削減しました。起債を早く償還して、利息を下げる方法をとりたい。水道料金については、市長が現在、副企業長になっているが、再請求の仕方や料金の改善なども検討したい等の答弁がありました。

低所得者への減免対策はとの問いに、弱者については、現在まだ考えていませんとの答弁がありました。

料金徴収等委託料で、名古屋市に隣接している世帯数は、料金に違いがあるかとの問いに、名古屋市へは約470世帯が接続しています。利用者からは料金を徴収して、それをまとめて豊明市から名古屋市に支払っています等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論の主な内容は次のとおりです。

使用料の値上げに対する初めての予算であるので、反対とする。

企業団の、県下で一番高い水道料金を下げることが今後の検討課題と思う。市民の負担を極力下げることがを要望して賛成する。

農村集落家庭排水との統合を含め、値上げのときの議会での答弁に従い、効率化に向けて努力されたい。上水道の引き下げについても心強い答弁があったので、賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決を行いました。

採決の結果、議案第3号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第7号 平成21年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算についてを議題といたしました。

当局の説明の後、質疑に入りました。

値上げはあったが、繰り入れに反映されていないのではないかの問いに、繰入金について、維持管理費は特別会計で、建設費は一般会計で行っていたが、今回の使用料改正に合わせて、建設費を特別会計に変更したためです等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論としては、料金改正があったので、反対とします。

賛成するが、農村集落家庭排水の施設が将来老朽化して負担が増えるので、境川流域と一本化すべきと考えるとの討論がありました。

討論を終結し採決を行いました。

採決の結果、議案第7号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第8号 平成21年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算についてを議題といたしました。

当局の説明の後、質疑に入りました。

機械保守点検業務委託の北側と地下の駐車場の割合はとの問いに、北側駐車場が83万6,000円、地下駐車場が57万8,000円、電気設備が9万3,000円、消防設備が2万1,000円と、夜間の機械の誤作動などに対応するため、夜間警備を42万円加えましたとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論としては、保守などの管理費が多くかかってくるので、パーキングメーターのような方法などを将来、比較検討されるよう要望して賛成する。

数年前から料金体系、時間延長などによる市の担当者の努力に感謝している。さらに、市民に喜ばれるよう努力されるよう要望して賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決を行いました。

採決の結果、議案第8号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 市道の路線認定についてを議題といたしました。

当局の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第15号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第27号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第5号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

当局の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第27号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号 平成20年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたしました。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第29号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第32号 平成20年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算

(第2号)についてを議題といたしました。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 32 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 33 号 平成 20 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 33 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で経済建設常任委員会に付託されました議案の審議経過と結果についての報告を終わります。

No.15 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第1号から議案第 10 号までについては、平成 21 年度の当初予算でありますので一括して討論を行い、採決については各議案ごとに行いますので、よろしく願いいたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、山田英明議員。

No.17 ○3番(山田英明議員)

議長よりご指名をいただきましたので、市政クラブを代表いたしまして、討論の前に本年 3 月末に退職されます近藤消防長、野田教育部長、そして樋口議会事務局議事課長に対し、永年、豊明市行政の職責を全うし、手腕を発揮され、多大なる功績を残され、市民の一人として、また市政に携わる者として、心より感謝を申し上げます。

今後は健康にご留意され、一市民としてだけではなく、昨今の厳しい豊明市の行財政の最大の理解者として、ご指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第1号 平成 21 年度豊明市一般会計予算及び議案第2号から議案第 10

号までの各特別会計につきまして、一括して賛成の立場で討論をいたします。

我が国の経済は、アメリカの金融危機に端を発する世界的な景気後退が見られる中、外需面に加え、国内需要も停滞し、企業などの業績や雇用情勢が急速に悪化し、100年に一度と言われる未曾有の経済危機に直面しています。

今後は企業の資金繰りもさらに厳しい状況となり、消費の落ち込みも増すものと予想され、このような状況の中、国は国民生活と日本経済を守る観点から、当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的に改革による経済成長という3段階で、経済財政政策を進めることとしています。

本市においては、企業などの業績悪化や、景気後退による個人所得の減少で、法人市民税や個人市民税など市税全体で3億3,000万円余の減額になり、消費の落ち込みから地方消費税交付金なども減額となり、歳入が不足する中、基金も底に近い状況での予算編成は、今までになく厳しいものであったと推察いたしております。

歳入から見てまいりますと、市税や、県、国からの補助金などの減額に伴う歳入不足を、残りわずかになった財政調整基金の取り崩しや市債で対応し、さらに福祉施設建設基金を廃止して財源不足に充てたことは、非常手段でやむを得ないことと理解していますが、現在の豊明市の財政状況は非常に厳しい、危機的な状況であることを、改めて強く感じました。この状況であることを職員もしっかり認識、理解して、全力で職務を遂行していただきたい。

なお、本議案に関連するために、この場で申し上げますが、議案第18号の福祉建設基金の廃止を補完するため、議案第23号において福祉基金の一部改正を行います。福祉が後退することのないように、できる限り基金の積み立てに努めることを望むものであります。

市債については、耐震化工事を進めるための増額になったものや、臨時財政対策債を増額して歳入不足を補うため、総額で前年度より増額となっておりますが、プライマリーバランスは黒字とのことで、借金が増えていない点は大いに評価いたします。

それでは、歳出予算についてであります。多岐にわたっているため、数点の事業について述べさせていただきます。

初めに、安心・安全まちづくりに係るものから見てまいりますと、小中学校を始めとする公共施設耐震化工事について、平成21年度は豊明市公共施設耐震化整備実施計画に基づき、小学校では校舎2校、屋内運動場は5校、中学校においては校舎1校、さらに保育園は2園を予算計上したことは評価いたしますが、豊明市は他市に比べ耐震化が遅れています。全公共施設の耐震化の早期完了を望みます。

消防署の南部出張所は、平成21年4月から開設されたための維持管理費が予算計上されています。消防体制、特に救急についての強化は評価し、今後の活躍に期待しております。

防犯対策について、新規で防犯カメラの設置は中学校の1校の予定とのことですが、今

後の拡大を要望いたします。

防犯モデル地区の補助金は、40万円から5割減の20万円となりましたが、防犯対策は重要で優先順位も高く、さらに充実させるよう望みます。

次に、福祉関係のうち、妊産婦健診の無料回数が5回から14回に拡大したことは、大いに評価いたします。

公共施設巡回ひまわりバスの予算は、前年度と変わらないが、平成22年度の見直しに向け、21年度は検討されるとのことなので、利用者の多い路線である南部地域の対面運行の実現を目指してください。

次に、都市整備については、熊野豊明線改良事業に2億3,760万円の予算が計上され、重要路線であるので早期完了を目指してほしい。しかしながら、桜ヶ丘沓掛線の整備が遅れています。第二東名インター周辺の開発とあわせて推進することを望みます。

次に、教育関係について、特別教育支援員が3名増の12名となり、全小中学校に配置されたことは評価しますが、会館の管理委託や機械器具等の保守点検委託料の予算が高く、この予算からすると、契約金額も高くなると思います。

このことは教育関係だけでなく、市全体のことではありますが、委託の仕様書、業務内容、人件費は精査して見直していただくことを要望します。

次に、特別会計に入ります。

下水道事業特別会計については、使用料の改定による収入増が約7,000万円見込まれ、財政状況は少しはよくなるようではありますが、歳入だけでなく歳出など業務改善を図り、独立採算制に向けて努力してください。

なお、他のすべての特別会計についても、独立採算制を原則に自主運営ができるよう、委託料、人件費などの歳出の見直しに努めてください。

なお、人件費については、市長を始め三役の給与や管理職手当の削減を行い、減額に努めていますが、これによる削減効果は800万円余とのことで、職員1人分程度であり、大きな効果は生じていません。

来年度以降の職員採用を大幅に見直して職員削減に努め、さらに臨時職員についても、現在配置されているところを見直し、効果的で最小配置人数とする。

また、電算関係を含めた委託料、随意契約の見直しなど歳出のさらなる削減、企業誘致や、全使用料等の未納防止徹底による財源確保に最大限の努力を求めます。

最後になりますが、全体的に工事契約において、今まで変更契約がかなり多くあったようです。平成21年度予算執行に当たっては、設計及び契約に留意し、変更契約が生じることのないように努力されることを強く申し添えます。

平成21年度は社会経済情勢が非常に厳しく、本市も同様に厳しい財政状況であり、平成22年度はさらに厳しくなることが予測されます。今まで述べた見直し削減が進められることを期待し、我々市政クラブからの予算要望に対し、積極的に反映していただいたことに感謝いたしまして、賛成討論といたします。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、中村定志議員。

No.19 ○5番(中村定志議員)

それでは、新政会を代表いたしまして、議案第1号 平成21年度豊明市一般会計予算及び議案第2号から議案第10号までの各特別会計予算につきまして、一括して賛成の立場で討論をいたします。

国の経済情勢は、アメリカの金融危機に端を発した世界的な景気後退が見られる中、企業などの業績や雇用情勢が急速に悪化し、100年に一度と言われる未曾有の経済危機に直面しております。

本市においては、大企業がなく、他市と比べて極端な落ち込みはありませんが、企業などの業績悪化や景気後退による個人所得の減少で、法人市民税や個人市民税など、市税全体で3億3,000万円強の減収。また、消費の落ち込みで地方消費税交付金など、国、県の交付金や補助金なども減額され、歳入が大幅に落ち込む中での予算編成であったと思われま

す。歳出の抑制に当たり、補助金を平成20年度、平成21年度の2年間で10%、約1億円減額されることは、補助団体に影響を及ぼすものと思いますが、厳しい財政状況を考えますと、今後の補助金の必要性、内容を十分検討し、見直しに努めていただきたいと思います。

また、人件費については、市長以下三役の給与や管理職手当が10%削減されます。この削減効果は職員1人分、約800万円ではかありませんが、職員の危機意識が高まるのではないかと考えられます。

歳出削減に大きく影響する人件費削減、そのため職員採用については、市民サービスの低下を招くことのないような職員削減に努めることを要望いたします。

まず、歳入から見ていきますと、市税や国、県からの補助金などの減額に伴う歳入不足を、基金の取り崩しや市債で対応しておりますが、基金残高については、福祉施設建設基金を廃止することになり、非常に厳しい危機的な状況になってしまいました。

市債につきましては、公共施設の耐震化を進めるため増額となるものや、臨時財政対策債を増額して歳入不足を補うため、総額で前年度より増額となっておりますが、プライマリーバランスは黒字であるので、そこは評価いたします。

次に、歳出に移ります。

初めに、平成21年度予算の目玉だと思われる防災対策について見てみますと、小中学校校舎及び保育園の耐震化工事については、豊明市公共施設耐震化整備計画のとおり、小学校は豊明、沓掛、中央、栄、館、双峰の6校、中学校は栄の1校、保育園は二村台、西部の2園をすべて計上されたことは評価いたしますが、豊明市は他市に比べて耐震

化が遅れているのは明かであります。

計画では、平成 25 年度ですべて完了となっていますので、耐震化を最優先として、早期実現に努めていただくことを強く要望いたします。

次に、社会福祉関係について見てみますと、妊婦健診無料回数を5回から 14 回に増額されることは、子育て世代の経済的負担が軽減されるので評価いたします。

また、介護保険料については、本市は平成 20 年度、愛知県下で2番目に高額な保険料であり、そのため介護給付費準備基金の残高が増えてしまい、第4期の平成 21 年度から値下げになります。

市民の皆さんにとっては、値下げ自体は喜ばしいことですが、今後は介護予防、在宅介護のさらなる充実を期待いたします。

次に、教育関係について見てみますと、AEDの小学校完全設置は、豊明、三崎、館、大宮、双峰、唐竹の残り6校に設置する予算が計上され、これで要望どおり市内すべての小中学校にAEDが配置されることとなりますが、休日など学校が施錠されているときの使用方法を、早急に検討していただくことを要望いたします。

次に、地域関連から見てみますと、区長要望工事は、厳しい財政状況から毎年減額されておりますが、地域からの生の声であり、地域生活に密着する工事ですので、できる限り実施してほしいと要望しておきます。

熊野豊明線改良工事については、2億 4,000 万円弱の予算が計上されておりますが、この路線は重要路線として認識しておりますので、早期完了を目指して事業推進に努めていただき、その後、まだ整備が遅れております桜ヶ丘沓掛線の全線開通、これは地元の強い要望ですので、ぜひ早期実現を目指していただくことを強く要望いたします。

また、最初にも申し上げましたが、補助金がこの2年間で1割カットをされますので、区、町内会など各種団体の財政も厳しいものになります。

また、資源ごみの回収奨励金も、市の交付金が年々下がっている上、売却単価も下落しておりますので、ますます減少するばかりです。これ以上、収入が減少すれば、各団体の活動にも支障を来しますので、この1年間で何らかの対策を講じていただくことを要望いたします。

次に、特別会計に入りますが、まず下水道事業及び農村集落家庭排水施設事業については、使用料の改定による収入増が約 7,700 万円見込まれ、これからの財務改善に期待をいたしますが、使用料の値上げは直接市民負担となり、与える影響も大きいので、当然ですが、歳出削減の努力を徹底的に行っていただくことを強く要望しておきます。

なお、すべての特別会計は独立採算制を原則に自主運営ができるよう、委託料や人件費など歳出の見直しを図ることが必要ですが、市民サービスの低下を招くことのないように、また市民に負担を求める場合は、市民が納得できるよう説明責任を果たしていただくことが当然必要で、このことを条件としておきます。

最後に、厳しい財政状況のもと、平成 21 年度予算は補助金の減額や下水の使用料値

上げなど、市民生活に影響を及ぼすものがある一方で、三役の給与や管理職手当の削減など、努力の跡も若干見受けられました。

また、要望した各事業については、満足はしていませんが、おおむねこたえていただいたことに一定の評価をいたします。

なお、これからも一層の無駄の削減及び職員定数の早期削減、完全実施を強く要望して、賛成討論といたします。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

ここで、討論の途中ではありますが、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午後零時休憩

午後1時再開

No.21 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き討論を進めます。

松山廣見議員。

No.22 ○12番(松山廣見議員)

議案第1号 平成21年度一般会計予算、並びに議案第2号から議案第10号までの各特別会計の当初予算について、公明党市議団を代表して賛成の立場で討論をいたします。

現在の経済、社会情勢は、一時に比べ悪いながらに落ち着きを取り戻しつつあると思われます。これは定額給付金の給付も開始され、緊急雇用対策、住宅対策などを始めとする各種の経済対策が打ち出され、株価や円高も一応の冷静さを取り戻すなど、消費者の意識にも一時に比べ変化があらわれつつあるのではないかと認識を持っておりますが、いまだ予断は許されず、さらなる内需拡大施策が必要であり、本市においても市内事業者の需給機会の拡大に努めていただきたいと思います。

さて、この21年度予算は、昨年秋に発生した金融危機に端を発した、世界同時不況の真ただ中で編成作業が進められました。総論としては、いろいろな面で苦渋の選択をされ、英断された部分が多々見受けられます。

施政方針では、財政改革を全面に打ち出しておりますが、これは相羽市政の三ム、ムリ、ムダ、ムラのあらわれの一つと思います。

また、昨年5月に発生した中国の四川大地震を教訓に、各小中学校、保育園の耐震化計画を大幅に見直し、整備期間の短縮を図られたこと、これらが21年度予算の最大のポイントではないかと思われま

初めに、歳入面ではありますが、本市は住宅都市であり、大企業に依存するような都市形態ではありませんので、経済危機によるダメージは、愛知県や他の自治体に比べ、直接的には低いわけですが、それでも市税収入は3.2%、約3億円余りの減額となっており、消費税を始めとする市民の消費に係る各種交付金等が大幅な減額を示しております。

新年度では下水道使用料の値上げ、介護保険料については値下げが決まっておりますが、各使用料が今年度見送っておりますし、国保会計については、制度改革や一般会計からの繰出金の減少に伴い、税の見直しも行わなければならないかもしれませんが、低所得者に対しては最大限の配慮を求めるものであります。

また、各自治体では給食費の値上げがいろいろと報道されておりますが、本市の給食は県下でも評価が高いところにあり、今後ともできる限りの努力をお願いしておきます。

歳出面ではありますが、財政状況が厳しい中、何を優先するか意見は必ずしも一致するわけではありませんが、新年度予算の特徴として先にも触れたのが、特に学校等の耐震化に7億円、妊婦健診の無料回数の5回から14回の大幅な拡充、地域との協働による防犯対策の強化、学校への防犯カメラの設置、消防署南部出張所の開設など、安全・安心にかかわる部分に力点が置かれ、生ごみの堆肥化などエコ、環境対策にも積極的な姿勢が示され、そのほか公明党市議団の要望も随所に反映されており、評価するものであります。

また、市長を始めとして管理職の手当のカット、職員数の減少など、人件費の削減への取り組みについても評価するものでありますが、ただ、給与のカットは、職務意識や組織活性化の減退など、職員数の減少はサービスの低下を招き、仕事上のミスが発生原因ともなりやすいことも否定できないと思います。

民間活用として、外部委託も増加することにもつながりますが、逆の作用にならないよう、十分な検討の上で進められるよう要望するものであります。

最後に、懸念すべき点として、社会保障費が5億円余り減少している点であります。老人保健や国保の制度改革によるところも大きいわけですが、生活保護費なども減少しており、特にこのような社会情勢であり、低所得者、本当に困っている人には、保険料や税なども含め手を差し伸べる施策を講じられるよう要望し、議案第1号から第10号までの賛成討論といたします。

No.23 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.24 ○13番(前山美恵子議員)

日本共産党より21年度予算について討論をいたします。

議案第1号 一般会計、第2号 国民健康保険特別会計、第3号 下水道事業特別会計、第7号 農村集落家庭排水特別会計、第9号 介護保険特別会計、第10号 後期高

齡者医療特別会計については反対の討論をし、その他の会計については賛成といたします。

まず、議案第1号 一般会計について反対討論を述べさせていただきます。

一般会計については、国政の予算方針が本市にも大きく関係してまいりますので、その視点に立って討論を申し上げます。

昨年秋以降、日本の経済はかつて経験したことのないスピードで悪化しています。派遣切りで職と住居を同時に失う労働者が急増し、資金繰りの悪化や仕事の減少で中小業者が苦しめられるなど、住民全体が悲鳴を上げている状態です。

ところが、麻生政権が初めて編成した来年度予算は、こうした住民の声にこたえていないどころか、日本経済のぜい弱さの根底にある大企業優遇、アメリカ言いなりの経済路線を推進しており、そのツケを消費税増税という形で住民に押しつける方向であります。

さて、地方財政をめぐる動きはさま変わりをしております。昨年までの小泉構造改革が住民や地方自治体に耐えがたい痛みをもたらしたことから批判が続出し、また未曾有の経済不況から麻生内閣は手直しを余儀なくされました。

補正予算で地域活性化、生活対策臨時交付金、緊急雇用創出事業交付金、ふるさと雇用創出事業交付金、21年度予算の地方交付税の1兆円増額などがあります。これらの財源を、住民要求実現のために有効に活用していただくことを求めておきます。

ただし、これらの交付金が増額をされたといっても、依然として小泉構造改革路線の集中改革プランに沿った職員削減や給与引き下げ、地方単独事業の削減など、歳出の切り詰めなどの徹底した行革が引き続き推進されており、このことについては重大であるということを示し添えておきます。

来年度の国の予算も、小泉内閣以来の骨太方針に基づき、社会保障予算の抑制や、増税による年間13兆円もの負担増を国民に押しつける反面、大企業や大資産家の法人税率の引き下げや証券優遇税制など、手厚い支援を行っています。

また、不況や増税にあえぐ国民の批判が集中したからといって、たった1年間、2兆円の定額給付金を支給するのでは、景気の回復は見込めません。今必要なものは、住民の増税路線を中止し、個人消費を温めるなどの政策が必要であることを申し上げておきます。

さて、本市の21年度の予算では、財政調整基金や他の基金を取り崩し、さまざまな不急事業をカットし、学校や保育園の耐震補強を最優先に行うことを進めてきました。そのため厳しい財政運営を余儀なくされております。

もともと財政が厳しくなったのは、国の三位一体改革や構造改革で、地方から強制的に財源を引き揚げていったからであり、国のこの責任は重大であるということを示し添えておきます。

不況で税収も削減されることが予測される中で、妊産婦健診の助成の回数の拡大や、子育て支援センター増設、特別支援員の増員、特定健診の拡充、消防署南部出張所の開設等々、幾つかの事業の前進を図られたことについては評価をしたいと思います。

ただ、幾つかの事業が財政難の折、後退をしましたことは、残念としか言いようがありません。

また、国の増税路線によって住民、特に社会的弱者と言われる高齢者、障害者、生活困窮者の福祉後退が依然として続いているわけですから放置せず、でき得る限り改善を図るよう求めるものです。

さて、今年度より多くの退職者を送り出す一方で、各課で人員削減が打ち出されました。この背景に総務省の新地方行革指針にのっとり、集中改革プランが18年に作成されて、行革が進められている経過があります。今回はその弊害を強く感じた次第であります。

職員定数が削減され、これにかわることで職員の過密労働や、安い賃金の臨時職員の増員や、民間委託の導入が推進されることとなります。揺りかごから墓場まで、住民生活に責任を持つと言われた自治体の業務や基盤が、自治体職員によって成り立っているのですが、それが乱暴に掘り崩されていくようではありません。まさに住民犠牲のリストラ策であります。住民福祉の増進という自治体本来の役割を取り戻すためにも、住民サービスを低下させない人員配置を確保されるよう、ここに指摘をしておきます。

議案第2号 国民健康保険特別会計について反対の討論をします。

市民は今、大変厳しい生活を強いられています。とりわけ、国民健康保険に加入する中小業者、年金者、労働者の多くは所得が低い上に、税金や医療費などの重い負担がのしかかり、大変苦しい状況に置かれています。

国保法第1条で、この法律は国保事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とすると定められています。

しかし、高過ぎる国保税で、払いたくても払えないで滞納している世帯が、約2割にもなるといい、この制度が社会保障どころか、かえって住民を苦しめる結果になっているのが、現状であると言えます。

ところで、本市は来年度も国保税が据え置きがなされました。このことは評価をしたいと思います。ただし、高過ぎる国保税に変わりないことは申すまでもありません。もともと高過ぎる国保税の背景に、国の負担割合を引き下げた経過があります。

さて今回、後期高齢者医療制度の導入で、老人保健拠出金の廃止や、退職者医療制度の廃止で支出も軽減されてくことと、医療給付の伸び率の問題や特定健診の導入、調整交付金の影響が微妙ではありますが、全体的に見て国保会計が軽減されてくるのではないかと考えられます。

ところで、国保税が軽減されるといいますが、国が交付金を多くするのではなく、他の社会保険に頼ったことから、財政負担が増えた健保組合が解散に追い込まれるという事態も出始めているようであります。いつの時代も構造改革と称して、国民に負担増を押しつける国の構造は、賛成することができません。

国民皆保険制度の精神に立ち戻り、国の負担割合を戻すことが先決であることを申し上げておきます。

また、特定健診に血清クレアチニンを追加したことについては、一歩前進と思います。次はさらなる拡充を求めておきます。

また、今回から葬祭費が削減されました。さらに、国の税制改定で減免制度から外れた人の問題や、収入が増えないのに国保税が引き上げられた人の問題は、解決が図られておりません。対策を講じられるよう申し上げておきます。

議案第3号 下水道事業特別会計について反対の討論をします。

昨年の9月議会で下水道料金の値上げが承認され、7月から実施されることが決まりました。昨年の条例改定時にも申し上げましたが、今回からの使用料の引き上げには、国の三位一体の改革や構造改革が根底にあり、公費負担を軽減するかわりに、その分、住民に負担を押しつけることになりました。

さて、今回からの引き上げでは資本費に25%、使用料を充当することになりましたが、もともと資本費には都市計画税を徴収し、面整備のための受益者負担を徴収して、それに充てられてまいりました。そのため使用料は充当すべきではありませんし、維持管理費の人件費も一般会計で充てるべきと再度申し上げておきます。

現在、住民は国による増税や福祉切り捨て、さらには経済不況で生活することすらできない状態に置かれています。この点を考えると、使用料を払うことができない家庭も増えてくることが予測されます。引き上げがされた以上、社会的弱者対策に早急に取りかかるべきであることを申し上げて、反対の討論とします。

第7号の農村集落家庭排水施設特別会計についての反対の討論は、この議案についても下水道事業特別会計と同様の趣旨で反対とします。

議案第9号 介護保険特別会計について反対の討論をします。

だれもが安心して公的介護を受けられる制度を確立し、深刻な家庭介護の現状を改善するということは、だれでも願うところです。

しかし、現状の介護保険は、保険料は天引きされるのに、いざというときに頼りにならないという声が高まっています。

2006年に改悪されてから、施設に入所であっても食費や居住費が自己負担になり、施設入所は国民年金の人などは困難となりました。

また、介護保険を利用するには介護認定が必要ですが、利用料が高い、限度額は低過ぎて使いづらいなど、さらに2006年の改悪で軽度者に認定されたら、訪問介護や介護ベッド、車いすも制限されてしまいました。

第4期事業計画では、これらの改善が図られておりません。それどころか、第4期で認定方式が変わり、新方式によって介護度が下がり、軽度に判定される介護サービス需給が大幅に後退するおそれが出てきました。国は小手先の手直しで済まそうとしていますが、高齢者にとって重大です。国に改善を求めていくべきです。

ところで19日に、渋川市の老人福祉施設の火災で多くの入居者が亡くなりましたが、このような無届けのケアつき高齢者賃貸住宅が多く生まれる背景が、特養ホームや療養

病床、有料老人ホームに入れたい要介護の高齢者の受け皿となったと言われていました。現在でもこのような状況にありながら、国は医療型や介護型の療養病床は縮小、廃止することにしてきました。今まで以上に介護難民が生まれ、また無届けのこのような施設が増加してくることになります。

以上のことを考えますと、多くの介護難民が生まれることにつながる現在の介護保険制度には、賛成することができません。

なお、介護保険料や利用料の減免制度を創設する必要があることも、つけ加えておきます。

議案第 10 号 後期高齢者医療特別会計について反対の討論をします。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の人を、これまでの国保や健保から強制的に追い出し、高い負担を押しつけながら、必要な医療を受けられなくする空前の改悪制度です。

この制度が実施されて1年が経過しました。今まで扶養家族として保険料を納めていなかった人、収入ゼロの人を含めて、すべての高齢者から保険料を取り立てることが、生存権を脅かすものと大きな問題になりました。

また、今まで75歳以上の高齢者は、保険証の取り上げは禁止されていましたが、この制度では1年滞納したら資格証明書に切りかえられます。しかも既に、保険料の滞納者が生まれていることから、医療を受けられなくなるのではと心配するところでもあります。この点については十分、当局で対策を講じていただきますようお願いをするものです。

よって、この耐えがたい負担増と差別医療の制度は廃止しかなく、この特別会計については反対といたします。

以上です。

No.25 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.26 ○15番(山盛左千江議員)

では、市政改革の会を代表いたしまして、平成 21 年度予算に対する討論をいたします。

一般会計、有料駐車場特別会計、後期高齢者医療特別会計に対し反対とし、そのほかは賛成といたします。

アメリカに端を発した世界同時不況の波紋は広がり続け、厚生労働省は、今年度末までの非正規労働者の失業見込み数を、昨年暮れ、8万 5,000 人と公表いたしましたが、年明けには4万人も増やしました。

民間のシンクタンクは、平成 21 年度中に失業者が 140 万人程度に増えるの見込んでおり、解雇は正規社員にも飛び火しそうな様相です。

昨年の中ごろ、「元気な愛知」と好景気に沸いていたことがうそのようで、激変ぶりに恐ろしさを感じます。明日を、今をどう生きればいいのか、悩み苦しんでいる人たちが日々増え

ていることに、行政はしっかり目を向けなければなりません。こうした状況下であり、平成21年度予算は最優先されるべき社会情勢への対応策だと考えます。

この不況下で、生活保護申請の増加が報じられていながら、生活保護費は削減されました。親の介護や減収から学費が払えない家庭が増え、愛知県内でも私立高校の授業料滞納が5倍を超えたとされていますが、本市は私立高校助成金や就学援助金の増額や対象者の見直しもされていません。

また、労働相談は法改正が理由とはいえ、商工会にお任せとなり、経費は半分以下に削減。急務であるはずのセーフティーネットに関する新規事業も、事業の拡大も創意工夫も見られず、鈍感さにもほどがあります。

市長は施政方針で、「企業とは社会にどれだけ貢献できるか、あらゆる変化に対応しチャンスをつかみ、積極果敢にチャレンジすることだ」と、経営理念として述べられましたが、これではとても合格点を差し上げることはできません。

歳入歳出予算を見ると、本市はトヨタ関連企業が少ないためか、市民税の減収は3億5,000万円程度にとどまりました。消費の冷え込みによる国の交付金減額を合わせても、5億2,000万円の収入減となりました。

そこに、公共施設の耐震工事や、借金返済額の増額など避けられない支出増が加わり、9億円の財源不足を生じることとなりました。

それを賄うために福祉建設基金の廃止、臨時財政対策債の増額で、約3億円の財源を確保し、下水道使用料の値上げや国保の制度改革により一般会計からの繰出金3億円を圧縮、残りの3億は、人件費の削減1億1,000万円、経常経費や補助金カット、工事や修繕の精査、事業縮小などで用立てました。

一見、削減努力をしたように見えますが、9億円の3分の2は預金の食いつぶしと借金、制度改革、市民への負担のおかげです。残りの3分の1は、補助期間の終了や対象事業が偶然少なかったこと、例年の使い残しの予算要求を控えたことなどで、努力をしているとは言えない状況です。

行政として、手をつけなければならない入札や委託の見直し、徹底した無駄の排除に取り組めなかったことは、見逃せない問題です。地元企業に影響のない一般競争入札を拡大する、随意契約を減らすなど、市外業者の競争性を高めることで入札残を増やし、その一定割合を例えば区長要望工事に回す、あるいは地元業者の保護育成に活用するなど、工夫次第で三方両得にもなり得ます。

財政運営について言えば、平成22年度はさらに厳しい財政難が訪れることでしょう。そのときのために基金は少しでも残し、まずは無駄の排除を徹底すべきであったと指摘しておきます。

責任ある行政ならば、底が見えている預金をそぎ取るようなことは行ってはなりません。視野の狭さは財源を生み出すチャンスをも逃してしまいます。施政方針にある前例や慣例との決別も、そしてチャレンジも理想に終わったと言わなければなりません。

平成 21 年度予算で大きく縮減した人件費についても申し上げます。

先日の人事異動で退職 24 名、新規採用 7 名、職員数は 532 人と公表されました。予算上は 11 名減で、削減額は 1 億 1,000 万となっていますが、実際は 17 名減なので、今年度中に数千万円程度で追加の削減をされるものと見込まれます。

ほかには、特別職の給与 10%、2 年間カット、管理職手当の引き下げもあり、850 万円削減されると説明がありました。

行政改革＝人員削減、行政改革＝民営化と一つ覚えのように言われますが、私はそうばかりではないと考えます。

平成 21 年 4 月から予定されている保育園調理業務の民間委託は、偽装請負の危険が解消されたわけではなく、委託による削減額も 130 万円ほどで、予想されるリスクやデメリットと引きかえにするには、余りにも少額です。

安い委託料から利益を上げるために民間は何をするのか。手を抜くのか、臨時職員より安い賃金でパートを雇うのか、不安はつきません。

作業効率を上げて利益を生むというのであれば、民にできることは官にもできるはずで、民間が採用を抑制しているときこそ、優秀な人材確保のチャンスととらえる、思い切りのよさも必要です。職員を減らし、委託に出すだけでは脳がありません。

施政方針でいう「公共性」と「企業性」の両立とは、効率化と能率向上を図りながら、民間に引けをとらないサービスを行うこと、委託を直営に切りかえる力を持つことだと考えます。

事業縮小についても指摘しておかなければならないことがあります。財政難を理由に市民の健康を切り捨てるなという点です。

平成 20 年度、給食宅配サービス料金を値上げし、その影響で 3,600 食も利用が減りました。高齢者が食を切り詰めていることのあらわれです。

また、がん検診も有料化され、早期発見、早期治療が重要ながん検診の受診者が減りました。

健康診断等の委託料は、今議会 1,900 万円補正減され、事業費は 5,780 万円となりましたが、平成 21 年度予算は、さらに低い 5,600 万円としています。

国保のメタボ健診や介護保険の特定高齢者のお元気チェックなど目標値が定められ、それを下回るとペナルティーが課せられる事業は頑張るのですが、そうでなければ予算カットする。一体だれのための行政なのか、ビジョンのなさを感じます。

そして、これから市民協働が不可欠だというのに、市民協働費を削減したことも問題です。行財政健全化のための健全化に陥っているとしか言いようがなく、施政方針でどれだけ立派に語っても、予算を見れば具体性のない単なる精神論だったことがわかります。これが相羽市長の実力だったのか、だれかが後ろでブレーキをかけているのかわかりませんが、期待外れだと耳にすることもしばしばです。予算はあくまでも予定です。議会から、市民から厳しい批判を受け、何くそと奮起し、執行に当たっては工夫と改善をしてもらえば

と願うばかりです。

次に、下水道特別会計について申し上げます。

公営企業会計である下水道事業は、独立採算が原則ではありますが、暮らしに直結する事業なだけに、市民生活への影響を十分考慮しなければなりません。

昨年の料金値上げが議決された際、減免制度や下水道会計のコスト縮減など、議会から3つの条件を決議いたしました。21年度予算で実行されたものはないに等しく、減免制度についてはまだ考えていないと、議会軽視もはなはだしい答弁がありました。コスト面は21年度、職員を1名削減しただけで、上水道料金も含めた企業団への交渉はこれからとお粗末な状態です。

何かにつけて動きの遅い経済建設部ですが、県下で7番目に高い基本料金を支払い、平均35%の料金値上げが実施されるに当たり、特に減免については7月の値上げに間に合うよう、最善の努力を求めます。

有料駐車場事業について申し上げます。

有料駐車場特別会計も公営企業会計であり、下水道と同様に一般会計からの繰り入れなしには経営が成り立ちません。北駐車場の利用台数を増やす、地下駐車場も台数を増やしたり、時間延長もしたりしました。

また、月極駐車場の新設や地下駐車場が深夜営業となったことで、働く方の安全のために事務所窓口を改修するなど、毎年のように一般会計に頼み込み工事を行ってまいりました。そのたびに採算はとれると聞かされ、何度も裏切られてきました。

昨年のガソリン代高騰やエコ意識の向上もあってか利用が落ち込み、20年度使用料が11%減額補正されました。21年度も期待薄との見解から、前年比9%の収入減を予算として計上しました。

維持管理費の3倍を超える地下駐車場建設費の借金返済額は、ほとんど一般会計に頼る状態が解消される見込みは立っておりません。高価な地下駐車場は必要だったのかと、毎年そもそも論を持ち出さねばなりません。のど元過ぎれば熱さ忘れると言います。同じことを繰り返さないためにも指摘をしておきます。

次に、介護保険制度についてです。

介護保険特別会計は、平成21年度から第4期に入り、見直された保険料をもとに予算が組まれました。サービス給付費は20年度実績より8%高い予算となっており、このうち3%は介護サービス従事者の労働単価引き上げ分としても、5%の給付の伸びを見込んだこととなります。

第3期は、サービス利用計画を高く設定し過ぎ、特に3年目の20年度は大きな狂いを生じ、計画上の伸び率10%は、国の指導もありましたが、わずか3%となりました。

こうした状況にありながら、20年度予算で5%の伸びを見込んだことに、またも見込み違いになるのではと疑問が残りますが、同じ轍を踏むことは考えたくないの、まずは様子見とさせていただくことにいたしました。

念願だった地域包括支援センターの増員もあり、虐待や権利擁護、介護相談などセンター機能の充実に期待しております。

保険料に影響しない一般高齢者の予防事業メニューが老人福祉費から移行され、介護保険としての予防に力を入れようとする姿勢は感じますが、新しい事業がなく、今後先進地を参考に効果的かつ、高齢者が魅力を持つような事業を増やしていただくよう望みます。

最後に、後期高齢者医療制度特別会計について申し上げます。

世界に類を見ない高齢社会の到来に備えて、安定した医療制度の確立と導入された後期高齢者医療制度ですが、複数の疾病を持ち、治療が長期化するリスクの高い75歳以上の高齢者を切り離したことに合理的な理由がない、75歳以上の高齢者に対する差別である、また消えた年金騒動もあり、保険料の年金天引きに批判が集中するなど、失望のスタートとなりました。

相次ぐ批判を逃れるため、また矛盾を修正するため、減免制度の見直しや天引き条件の緩和など、継ぎはぎの改正が行われ、そのたびに自治体はシステム改修や相談など、負担がのしかかりました。

野党が提出した「後期高齢者医療制度廃止法案」は、平成20年6月参議院で可決され、衆議院で継続審査となっています。舛添厚生労働大臣は昨年秋、後期高齢者医療制度に変わる新制度の検討を表明しており、今後制度がどれほど姿を変えるのか未知数の状態です。

また、保険料は2年ごとに見直しと定められているので、平成21年度は新たな保険料設定に向けて動き出します。導入当初から次回の保険料は上がると言われ、国は平成27年には38%増額すると試算していました。

国が定めた制度でも、市民によくはないことはだめ出しをする。現場に一番近い地方議会が毅然とした態度を示すことで、高齢者の立場に立った修正を可能にし、見直しも加速するのだと思います。

本予算に大きな問題があるわけではありませんが、制度への異議申し立てをする必要から、本会計には反対をいたします。

以上で平成21年度予算についてのすべての討論を終わります。

No.27 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.28 ○10番(杉浦光男議員)

一般会計、特別会計予算について評価点、課題点について数点申し上げ、賛成の討論をします。

財政状況は厳しく、緊縮財政にならざるを得ないことは理解しています。本市の自主財

源の根源をなす市税収入については、個人市民税、法人市民税、固定資産税のこの三税、いずれも前年と比べて大きく落ち込み、市税全体では3億4,480万余の減額となっています。この財政状況は、来年度さらに深化することが予想されます。確実視されます。このような中でも、行政サービスの質を低下させることがあってはなりません。

この視点で本年度予算を総括したときに、予算編成の努力の跡を見ることができます。重点施策の数点について評価させていただきます。

1つ目、学校教育支援のために特別支援教育支援員の3名の増員。このことによって全校配置が可能となりました。増加する外国人児童生徒に対応すべくポルトガル語の通訳1名の増員です。豊明の教育の充実のためのささやかですが、第一歩となります。さらに、緊急雇用対策においても、教育面への配慮を期待するものです。同時に補助教員の増員を今後の課題としていただきたく思います。

2つ目、市民の生命、財産を守る安全・安心の施策面では、自主防災組織の連合会の立ち上げを、まず挙げることができます。連合会を通して自主防災組織121団体の連携を図り、体制の充実強化への取り組みは、自分たちの安全は自分たちで守るということへの布石、その一歩となります。いざというときに機能する組織の構築を目指して、さらなる行政のバックアップを期待いたします。

その他に、小学校、保育園の耐震はもちろんのこと、危機管理要綱の施行、AEDの公共施設への設置、学校への防犯カメラの設置など、安全・安心のための施策は一步一步着実に充実していると評価できます。

3つ目、市内で3カ所目の地域子育て支援事業が実施されます。子育てに関する相談、親同士の触れ合い、また子育てに関する情報の発信がなされることを期待します。

4つ目、社会資本の整備として、次のことを特記したいと思います。公園、街路の整備改良事業についてです。

勅使池整備事業は県が事業主体ですが、豊明市も加わり、勅使池水辺公園として環境が整備され、豊明市北部における周りの自然環境を生かした、人々が集うことのできる一大拠点となることを願っています。

街路事業として、熊野豊明線の改良事業です。競馬場周辺の渋滞緩和、並びに非常災害時に役立つ主要道路となるであろうと思います。

その他、道路新設改良舗装工事への取り組み、市民の生活向上のため、国庫支出金を有効に活用して、継続かつ着実な事業への取り組みをしていただきたい。

今まで述べてきたことは21年度の施策と、それに伴う予算についてであります。行政は切れ間なく継続しています。着眼大局、着手小局であります。事業がベストであると着眼したならば、それは太い幹であります。着手は年度年度、枝をつくり、つけさせることです。行政の仕事であり力であります。

本年度、行政改革のため全庁的なプロジェクトチームが立ち上がります。立案、計画に期待します。私が特に期待することは、組織の見直しと意識改革についての行動目標を

報告していただきたいと思います。

以上で1号から10号までの、総論的ではありますが、賛成の討論といたします。

No.29 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、近藤郁子議員。

No.30 ○4番(近藤郁子議員)

議案第1号 平成21年度豊明市一般会計予算についてと、議案第2号から議案第10号までの特別会計予算について、一括して賛成の立場で討論をさせていただきます。

新年度の予算は、その年の豊明市の向かう方向を決めるとも重要なものであります。市民税から成り立つ豊明市の財政は、世界的な不況のあおりで予算が組めない都市とは異なり、不況の伝わり方が遅く、新年度の予算もいわゆる派遣村からの厳しい風は、おかげさまで影響していないようですが、問題はこれからで、豊明市でもトヨタと関連企業に勤務する市民も多く、今後の市民税に大きく影響を及ぼすことは必至であり、その対策が敏感に盛り込まれていないことは、生活にもろに跳ね返ってくる民間従事者と、そうでない公務員の感覚の差が、そうさせているのではないかと危惧するものであります。

市政は市民の意を組み込み、時間をかけて確実な事業としなければならないため、少くらの風では風見鶏のごとく、方向を変更できるものではないのかもしれませんが、行政をなりわいにしている当局も、そして我々市議会もアンテナを高くし、市民に密着した施策を打ち出さなければ、市民からの信頼を得ることはできないでしょう。

一国の総理大臣ですら、「未曾有の」と表現する今まで一度も経験したことのない事態であることは、肝に銘じておかなければならないと思います。

新年度の予算案は、昨年に引き続き経費のスリム化に向けて努力されていることは、推しはかることはできますが、豊明市行政として英断されたかということについては、言いかえるならば既成概念からの脱却を図ることの難しさを感じております。

その中であって安心・安全を訴え、当面の市のテーマは耐震に置くことを明言し、予算も集中させたいと、事あるたびに市民に理解を求める市長の姿勢や、昨年の下水道事業についての説明会のような市当局からのアプローチは、今後も積極的に行っていただきたいと思います。

理解を得ることなく、協力を得ることはあり得ないということを前提にして、新年度の重点施策の中から申し上げます。

広報とよあけ編集発行事業については、市民と行政を結ぶホットラインとなるよう、行政が伝えたいことと市民が知りたいことがかみ合う広報にしていきたい。

経済センサス基礎調査事務事業は、全額県支出金を財源とするもので、豊明市においては約2,000カ所の事業所等を調査員が調査し、基礎資料を提供するということですが、単に資料提供に終始することなく、この事業で得た情報は豊明仕様に変えて、活用できる

ことはないかなど意欲的に行っていただきたい。

豊明まつり開催事業は、市民主導型と銘打って昨年成功をおさめたことを受けて、今回100万円の増額は、天候に左右されることを最小限にするものであり、1年をかけて準備することを考えると、昨年同様、成功をおさめるように実施していただきたい。

担当課は違いますが、生活機能評価事業や特定健康診査、特定保健指導事業は、該当する市民には徹底した周知を図り、一層の効果を得ることを目標にしていきたい。

少子化対策では、小規模子育て支援事業や妊婦健診事業は、多くの母にとって、また違った意味の安心事業が行われることについて評価するものです。

国や県の支出金も財源として道路新設改良事業、山ノ神公園改修事業、高規格救急自動車購入事業により、市民の安心・安全にかかわる事業が行われることも評価いたします。

市民にいろいろな機会を提供する文化会館自主事業、スポーツ教室事業については、市民がより興味を持てるような、そして参加しやすいような内容であるように、継続は力とマンネリ化とをしっかりと見きわめて、今後も市民に喜ばれる内容をいつも提供していただきたい。

下水道事業特別会計、農村集落家庭排水施設特別会計については、いよいよ値上げ料金が市民の手元に届くこととなります。いま一度、説明を要することが発生することも予想されますが、ぜひ今後も丁寧に対応していただきたい。

介護保険特別会計については、事業内容が多岐にわたり、介護保険料を負担している市民にわかりづらく、利用するに当たっては、より一層有効に利用できるように、ケアマネジャーにプラン作成をお願いしたいと思えます。

後期高齢者医療特別会計については、不況ゆえに生活に窮し、保険料が払えなくなり、保険証が使えなくなることがないか、そういった動向にも注意を払っていただきたい。弱者の安心・安全は災害時だけでなく、日常生活の中にも求められています。それぞれの会計の数字については、市民の満足度と比較されることを認識いただきたいと思えます。

いかに満足感が得られるか、市民の立場で行政サービスは何かということ、いつも目標にさせていただくことを要望して、賛成討論といたします。

No.31 ○議長(堀田勝司議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

初めに、議案第1号に係る採決を行います。

議案第1号に係る各委員長報告はいずれも可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第1号は各委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第2号について採決を行います。

議案第2号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.33 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第3号について採決を行います。

議案第3号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第4号について採決を行います。

議案第4号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.35 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第5号について採決を行います。

議案第5号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第6号について採決を行います。

議案第6号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.37 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第7号について採決を行います。
議案第7号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第8号について採決を行います。
議案第8号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.39 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第9号について採決を行います。
議案第9号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第10号について採決を行います。
議案第10号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.41 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。
ここで、採決の途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

午後1時55分休憩

午後2時5分再開

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第 15 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 15 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 16 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 16 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 17 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 17 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 18 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 18 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 19 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 19 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 20 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 20 号に係る委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 21 号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。榊原杏子議員。

No.49 ○14番(榊原杏子議員)

議案第 21 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について討論をいたします。

人事院勧告と、それに基づく総務省通知により、職員の勤務時間を1日8時間から 15 分短縮して7時間 45 分に関する改正です。

各自治体でもほぼ同様の改正が行われるものですし、内容もそもそもは2年ほど前、休息時間の廃止が実施された際に、ともに実施をされるべきものであったと思っておりますので、賛意を表すところです。

ただし、この 15 分短縮に伴う影響は、案外広範囲に及ぶこととなり、見過ごせない多くの問題をはらんでいました。順次、指摘をいたします。

まず、全体の勤務時間については、各市町で対応はさまざまですが、当市では2年前も今回も昼の休憩時間で調節をすることにしたため、始業、終業時刻には変更がなく、市役所を利用する市民にとっても大きな混乱はないものと思われま

す。それでも、短い期間に変更が繰り返され、不幸な誤解を招く要素が大いにありますので、単に内部的な変更とは考えずに周知を図っていただきたいと思

います。次に、残業の取り扱いについての質疑で、7時間 45 分を超えれば、即割り増しの時間外手当がつくと答弁をされました。正規の勤務時間を超えたら時間外であるという考えは、至極真つ当ですので否定をしません

が、そうすると必然的に残業は増えます。予算の討論で、山盛議員からも人件費抑制に気をとられ過ぎることの危険性を述べられました。正規職員を減らし、時間数は削り、臨時職員も減らし、自治体として必要な仕事はこなしつつ、かつ残業もなるべく増やさないためには、相当の工夫が必要です。

けれども、ワークシェアなどに言及をされながらも、残念ながらその具体策は示されておられませんので、一体どうなるのか財政的な負担を含めて心配な点です。

仮に大きな変化がなく推移するとすれば、それはサービス残業の強要か市民サービスの切り捨てか、無理やりな民間委託の増加、いずれにしても、それこそが大問題であることを強く認識し、策を講じていただかななくてはなりません。

また、この時間短縮が大きな不利益につながってしまうのが、市に多く存在する臨時職員の方たちです。一般質問でも「官製ワーキングプア」として問題を指摘しましたが、答弁を聞いていると、人を使う立場として必要な最低限の認識に欠けているんじゃないかと思うほどです。

臨時職員は、今や自治体にとって欠かすことのできない重要な戦力となっているにもかかわらず、法の谷間で不安定、無権利状態に陥っています。臨時的という性質を大いに逸脱した任用形態が続いており、その善意に甘え、熟練者を低待遇で雇用をし、時に正規新人の指導まで任せてきた恩義を全く感じることもなく、今回の正規職員の15分時間短縮に伴って、フルタイムで働く臨時職員にはなぜか30分短縮しての契約を強引に迫り、なぜ15分単位で契約できないのか聞いても、一切合理的な説明がありません。時間給で働く臨時職員は、正規職員と違って時間減は収入減額に直結するのに、何と軽々しく切り捨ててしまうのか。

まして、減った時間の分の仕事をだれがするのも明確になっていないのです。特に、専門職の臨時職員は、これまででも安定確保が難しい状態でした。現場の混乱防止のためにも再検討を強く求めます。

さらに、先ほど述べたように正規の職員は、1日7時間45分を超えたら25%割り増し手当です。その考えでいけば、7時間半で契約をした臨時職員が契約時間を超えて残業をすれば、当然割り増しがつくはずなのに、厚生常任委員会において臨時職員は8時間までは割り増しなしとの見解が示されました。ひどいダブルスタンダードで、全く筋が通っておりません。

ただでさえ低待遇の臨時職員が、同じ仕事量をこなしながら、計890万円もの賃金を搾り取られ、残業になれば、そこでまたもや差別待遇、このご時世に公がそんなことを強行して平気でいられる神経が、私にはとても理解ができません。考えを改めていただくまで追求すべき問題だと思っております。

冒頭に述べたように、条例改正の内容は正職の15分短縮に関することだけですので、議案に対する立場は賛成になりますが、それに伴う各種対応については、今述べた問題点が解決されることが必須であることを、ここに強く訴えまして討論といたします。

No.50 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第21号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 22 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 22 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 23 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 23 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 24 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.54 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 24 号 介護保険条例の一部改正について、反対の討論をします。

介護保険料については、一般質問でも述べてまいりました。第4期事業計画が始まることから、今後3年間の給付見込みを立てて、介護保険料の額が決められますが、改正案では基準額が月額 3,900 円となる案が示され、階層を9段階にし、第1段階は基準額の 0.25 倍と低所得者に配慮されました。この点については、他の自治体より配慮されたものと評価をしたいと思います。

ところで、保険料の引き下げの財源に、現在までに積み立てられた基金のうち、1億 6,000 万円が充当されました。これは第3期で、今年度末までに高齢者から取り過ぎた保険料が推定3億 3,000 万円も積み立てられているとのことではありますが、この中の約5割弱しか充当されていません。残りの1億 7,000 万円も高齢者に返すのが当然のお金でありま

す。

昨年8月の厚生労働省の通知文書では、介護給付費準備基金については、最低限必要と認める額を除き、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものであると考えるとあり、さらに現在当該基金の残高を有する保険者にあつては、これをできる限り取り崩すものとし、第4期介護保険料基準額の最終決定に当たっては、保険料の上昇を最小限のものとするに十分検討されたいとなっています。この方針からも外れるものと思います。

一般質問でも述べましたように、1号被保険者の介護保険料はどんどん公費負担が削減される中で、一身に大きな負担を背負っているのが現状です。身の丈に合った保険料ではありません。特に、非課税者からも保険料を徴収されるなど、酷な制度と言わざるを得ません。よって、高齢者の負担を軽くするために、さらなる基金の取り崩しを求めることとし、この条例案については反対とします。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.56 ○15番(山盛左千江議員)

議案第24号 介護保険条例の一部改正について討論いたします。

内容に入る前に、これまでの経緯を簡単に申し上げたいと思います。

第1期は、国の指導のまま、手探りのスタートでした。

第2期は、サービス利用の伸びを低く見過ぎて、7,660万円の赤字を出し、県から借金をいたしました。その返済は、第3期の保険料に上乘せされ、65歳以上の高齢者に肩がわりしてもらった格好になっております。

第3期は、その反省からか、サービスの伸び率を高く見過ぎて、3億4,360万円もの黒字を出してしまいました。これは毎月、約850円余分に保険料を納めてもらった計算になります。

本市の介護保険事業計画は2期連続して大きな誤算となり、高齢者に大変なご迷惑をおかけいたしました。第4期こそ、狂いのない計画に基づいた保険料であると期待を込めて賛成はいたしますが、数点について指摘しておきます。

第4期は、取り過ぎて基金に積み立てた保険料のうち、1億6,000万円を取り崩し、1カ月304円減額されることになりました。また、県からの借金返済も終わり、保険料は県下で2番目に高かった第3期の4,550円から650円低い3,900円と設定されました。下がったのは結構なことですが、基金の取り崩し額が適正であったのかどうかについて疑問が残ります。

平成21年度予算の討論でも触れましたが、20年度のサービス給付費の伸びが、計画値の10%を大きく下回る3%となってしまったことで、3月補正後の基金残高は3億4,000

万円を超えることになったわけです。

第5期を考慮しても、残金は1億円程度でよいと考えられていることから、1億6,000万円より8,000万円多く取り崩し、第4期の保険料に回すことが可能であったと考えます。保険料は、さらに170円ほど安くなり、3,730円にすることが可能であったと考えます。高齢者の厳しい生活を思うと、少しでも低く抑えることができたのにと、悔やまれてなりません。

また、介護保険料のパブリックコメントで、本市は保険料を議会に遠慮して市民に公表しませんでした。1万3,000人も市民に影響する保険料です。広く市民に説明責任を果たすべきであったと考えます。

いろいろ問題はありますが、今条例改正の賛成理由としては、保険料を9段階と細かく設定したことと、一番低い段階を0.25倍としたことです。この0.25は近隣市町に例がなく、低所得者への配慮と評価いたします。保険料に助成効果を持たせたほうが、減免申請の必要もありませんし、高齢者にわかりやすく事務の軽減も図れると思います。

本改正案に反対すれば、月額4,550円の現行条例を是とすることにもなり、市民に不利益となりますので、反対はいたしません、ここで指摘させていただいた数点につきまして、反省を求め改善の必要性を指摘しておきます。

以上です。

No.57 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第24号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第25号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第25号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第27号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.60 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 27 号 一般会計補正予算について、賛成の討論をするものです。

この中で国保加入者への国保税の引き上げを抑えるために、一般会計からの繰り入れをされました。財政が厳しい折からの繰り入れであり、当局のご努力には評価をするものであります。21 年度もご努力をされるよう求めておきます。

次に2点、指摘させていただきます。

後期高齢者の健診では、受診率がわずか4%でありました。その原因が受診券にチェック項目があり、後期高齢者医療の対象者は生活習慣病として高血圧、糖尿病、脂質異常症、脳梗塞、脳出血、心臓病、動脈硬化など、すべてで通院、入院していない人と明記されております。これではほとんどの人が受診を受けられませんか、寂しい話です。この点については、来年度改善されるとのことでありますが、受診率向上に努力を求めておきます。

次は、一般市民の健診について、がん検診が有料化になって、特に医療機関の受診者が大幅に減ったとのことであります。本市の財政事情もありますが、市民の不況時に検診の有料化では、つつい受診を控えるのは当然といえましょう。検診を控えることによって、がんの発見が遅れることがあってはなりません。来年度の改善を求めるものです。

以上です。

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、榊原杏子議員。

No.62 ○14番(榊原杏子議員)

議案第 27 号 一般会計補正予算について討論をいたします。

3月補正につきましては、例年項目は多いけれども精算残がほとんどで、特に問題がないことも多いのですが、今回は非常に賛否に迷いました。消防署南部出張所の建設工事において、本会議、委員会での質疑を通して、大変問題のある発注、入札、契約を行っていたことが明らかになったためです。

南部出張所建設工事の当初予算は1億 6,500 万円であり、説明によると、当初設計をしてみたら、約2億円に上ってしまったため、ホースタワーやシャワーなどの必要なものまで含めて大幅に設計から削ったが、入札の結果、残額が1,800 万円出たので、498 万円分の追加工事を発注し、1,000 万円をこの補正予算に計上。残り 354 万円は不用額となって、後に出てくる見込みとのことでした。

これを額面どおりに受け取れば、当初設計の2億円から削った後には、1億 6,500 万円以下の設計になっていたと考えるのが普通ですが、実際はそうではありませんでした。

整理しても、なおかつ1億 7,000 万円を超える設計金額となってしまう、困ったあげくに合った方法は分離発注、つまり建築、電気、管、空調、通信、電話と、一本の工事を6つにも細分化し、時期をずらして発注するというものでした。

1億 2,300 万円余と、額の大きな建築工事を最初に入札にかけることにより、早い段階で大きな入札残が出てきます。その入札残を全体の残り予算に含めてから、そのほかの工事を発注することで、全体を一本として合算した予定価格では予算をはるかに超えてしまっているにもかかわらず、補正増をすることもなく、さらに設計を絞ることもなく、工事変更について一切説明することもないまま、済ませてしまったのです。

まして、予定価格1億 5,000 万円以上の工事契約については、本来議会の議決を必要とするところ、分割して最大1億 2,300 万円としたことで、それも必要なくなっていました。さらに、その場合には、最後につけ足した追加工事の金額についても、議決を必要とすることになっていたはずでした。

これら一連の経緯について、質疑を通して納得できる説明はなく、なぜ分離発注にしたのか尋ねても、「発注機会を増やすため」などと、まるで小さい企業への配慮であえて行ったかのような答弁は、議会に対し不誠実だと強く感じせざるを得ませんでした。

分離発注は、市全体あるいは県の方針であるとも言われましたが、このように分離発注をして、入札残を即刻使って、予算以上の予定価格になる工事を成し遂げるようなやり方が恒常化して、これまでも行われてきたならば恐ろしいことだと思い確認してみれば、直近の大きな工事である小学校の増築などでは、もっと予算が大きくても、全体を一体とした発注を行っており、矛盾した答弁でありました。

そもそも、予定価格が1億 5,000 万円を切ろうと、変更額が入札残の範囲内であろうと、説明してはいけないということは一切ありません。設計ができた時期、それからそれぞれの入札、契約の日程を見れば、これらが単なるミスや見落としによって、偶然このような予算オーバーになったわけではなく、年度の早いうちからわかっているながら、恣意的に分離発注が行われたことは疑いようもなく、その時点で説明をして理解を求めてさえいけば、委員会においても複数の会派から指摘を受けることもなかったと思うのです。

大体がこの件では、初めに説明されていた1億 1,000 万円の予算が、2階建てに変更したことなどで大きく膨れて、1億 6,500 万円までに上ったり、場所の選定に関して周辺住民への説明不足も含めて問題にもなりました。

そんな後に、このような設計が予算を超えるという大きな問題に直面したときに、なぜ最低限議会への説明もしないままに、こんな方法を選んでしまったのか。補正予算の審議に当たっても、最初から説明をされるわけではなく、聞いてやっと答える状態でした。事前に説明することの重要性を、あのとき気づいてくれたのではなかったのかと、大変がっかりいたしました。

もちろん、消防だけを責めているわけではありません。幸い、このような分離発注での入札は常態化しているわけではないようですから、どのようにしたらよいか、入札関係の部

署にも相談されたことでしょう。6つの工事と変更工事は、その条件により最終決裁権者は違いますが、市長、副市長の決裁のものもありました。幹部職員はこの決定の経緯を共有していたと推察しています。答弁のあったとおり、市全体の問題であります。今後、他の部署においても、このようなことが横行してしまえば、入札制度そのものの大きな意義も、予算とその執行に対する信頼も失われてしまいます。

審議過程において、あくまでこの件に関し正当性を主張し通すようであれば、この補正予算全体にも反対しようかと考えておりましたが、委員会において最後に副市長から今後について、「適切に発注できるように検討する」という発言がありました。ややあいまいな表現ではありましたが、当局においても今回の件については反省しており、今後はこうした手法は封印し、議会への説明もきちんと行うということの控え目な決意表明であったと解釈し、賛成することにいたしました。

他会派からの指摘も踏まえて、二度とつまらない言いわけの答弁をしなくて済むように、何のための制度かよく考えて、言われたとおり適切に対処をしていただくように強く要望をいたします。

そのほかでは、今年度行った市民負担増による影響が、成人病健診、高齢者宅配給食などの残にあらわれておりましたが、予算討論の中でも触れられましたので、割愛をいたします。

1点、評価すべき点についても述べておきます。

2款 総務費と8款 土木費の中の数点の電算関係の残の中で、内容の精査や保守を委託しないで内部で行うことなどで節減の努力が見られました。外注の電算委託が高額になるケースが多い以上、内部で知恵と能力を身につけて対応していくことも必要です。これまでも同様の見直しも幾つか行われていますが、全体の中でこうしたケースがどんどん出てくることを望んでいます。

また、そのための人員増強も含めた条件整備は積極的に行っていただくことを要望しながら、全体として賛成の立場での討論といたします。

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 27 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.64 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は各委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 28 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 28 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 29 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 29 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.66 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 30 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 30 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 31 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 31 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.68 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 32 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 32 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 33 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 33 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.70 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 34 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 34 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.71 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 35 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 35 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.72 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 36 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 36 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.73 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 37 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。
初めに、毛受明宏議員。

No.74 ○1番(毛受明宏議員)

議長のご指名をいただきましたので、市政クラブを代表し、議案第 37 号 平成 20 年度豊

明市一般会計補正予算(第6号)について討論をいたします。

今回の補正予算の中でも、定額給付金事業費補助金は、昨年10月に発表された日本経済対策の施策で、その後、国会で各論議がなされ、第2次補正予算関連法案が、3月4日に子育て応援特別手当支給事業補助金とともに成立したことで、当市本定例会追加議案として上程されました。

子育て応援特別手当は、対象多子世帯の幼児教育期の子育てにかかる経済的負担を緩和するための手当を支給することによって生活支援をし、また定額給付金は給付対象者の生活支援をし、経済活性化を期待できる事業として、既にマスコミ等で反響を呼んでいる状況であります。

地域的なこともあります。早いところでは翌日の3月5日から給付されている自治体もあり、給付手段として振り込みのほか、手配り、手渡しといった形で実施され、また計画されているようでもあります。当市も、給付時期を4月下旬より口座振り込み給付がされるように手続が始まると発表されております。

そして今のところ、給付が開始された自治体で、給付に関する事故はお聞きしておりませんが、ピーク時期となる給付に関する事故発生も、今後懸念されております。また、ほかの自治体もホームページ等で事故防止啓発のPRをしております。

当市に至っても、その点は十分に注意をしていただき、スムーズな給付に努めていただくことをお願いして、議案第37号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第6号)について賛成討論といたします。

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、三浦桂司議員。

No.76 ○6番(三浦桂司議員)

議案第37号 豊明市一般会計補正予算(第6号)について、新政会を代表して賛成の立場で討論いたします。

定額給付金、子育て応援特別手当、地域活性化生活対策臨時交付金ですが、細かな数字におきましては皆様ご存じだと思いますので、省略させていただきます。

マスコミ報道などで定額給付金に注目が集まっておりますけれども、18歳以下の兄弟姉妹がいる第2子以降の2歳、3歳、4歳児に配布される子育て応援特別手当、当市においても未曾有の大不況の中、売り上げ減少に伴い残業手当の減少、一時帰休、三連休、四連休などの増加で、可処分所得が減少している子育てをしておられる世代の家計を直撃している現状です。まだ、お子さんが小さい家庭には、育児にかかる生活負担が重くのしかかっていると思われれます。

18歳未満にお兄ちゃん、お姉ちゃん、兄弟姉妹がいないと、配布されないという点は少し残念ですが、定額給付金と合算すれば、1人当たり5万6,000円になり、このお金が少して

も子育て世代の応援になればと思います。

また、ばらまきの批判が強く、国民の7割が評価しないと言われた定額給付金でしたが、政府も不況対策のために使える手は何でもやるという覚悟を持って決定した20年度2次補正です。

市民の関心が高い定額給付金の配布方法ですが、企画課をトップに商工会館において10月まで常時職員が担当すると、万全を期して対応するという答弁でございました。他市町では商工会などと協力して、プレミアム商品券などを考案して、地元で利用してもらうために、また、まちおこし活性化の一環として利用している自治体もあります。できない理由を探さないことを理解しておいていただきたいと思います。

独自に工夫して、市内、市外の消費者ニーズをつかみ、豊明市内の商店においても、何かやってみようかという機運を盛り上げることができたはずではないかと思います。市の財政難の折、後手に回ってしまった感は否めません。

市民の方のお手元に届けることに関して、既に詐欺などの被害が出ていますし、想定外の問題が生じてくる可能性も否定できませんが、しかし支給されることが決定した以上、速やかに配布すべきです。

1万2,000円が高い、安い、大した経済効果が見込めない、DVやネットカフェ難民などへの配布方法など、議論、問題点を挙げますと、いつになっても配布できません。細かな問題をあげつらうことはせず、全庁一丸となって、つつがなく市民の方に届くよう努力して、子育て応援特別手当、定額給付金が個人消費を喚起、促すことを期待して、また景気回復の第一歩となることを信じて、賛成討論といたします。

No.77 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、一色美智子議員。

No.78 ○11番(一色美智子議員)

議案第37号 平成20年度豊明市一般会計補正予算(第6号)について、公明党市議団を代表いたしまして、賛成の立場で討論を行います。

景気後退下での生活者の不安に、きめ細かく対応するため、家計への緊急支援、生活対策として定額給付金がいよいよ実施されます。1人当たり1万2,000円、65歳以上と18歳以下は2万円が給付されます。春の訪れとともに、冷え切った家計に暖かな日差しとしてお届けするのが定額給付金です。

それと同時期に支払われる子育て応援特別手当は、厳しい経済情勢のもと、複数の子どもがいる家庭の子育てを応援するため、2008年度の緊急措置として、2002年4月2日から2005年4月1日までの間に生まれた第2子以降の子どもに、1人当たり3万6,000円が一時金として支給されます。

また、地域活性化生活対策臨時交付金では、二村台保育園の耐震工事に3,000万円

余、西部保育園の耐震工事費として1,200万円を、一時福祉基金に積み立てるものです。全額国庫補助金です。

市民の皆様が待ちに待った定額給付金と子育て応援特別手当です。定額給付金を装った振り込め詐欺や個人情報等を問い合わせる不審電話等には十分に注意をしていただき、円滑な事務遂行ができますよう、また間もなく工事が始まりますが、二村台保育園の耐震工事中は安全第一で、絶対に無事故で行っていただきますようお願いいたします、賛成といたします。

No.79 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第37号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は各委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第38号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第38号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.81 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で日程2を終わります。

ここで、議事の都合により、暫時休憩といたします。

午後2時48分休憩

午後3時50分再開

No.82 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議時間を延長いたしたいが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願います。

安井 明議会運営委員長。

No.84 ○議会運営委員長(安井 明議員)

議長よりご指名がありましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

先ほど休憩中に、当局より議案第 39 号から議案第 41 号までの3議案の追加提案がありましたので、その取り扱いについて協議をいたしました。

その結果、3議案につきましては直ちに日程に追加することとし、各議案ごとに提案説明、質疑を行った後に、3議案とも委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行うことといたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

No.85 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議案第 39 号から議案第 41 号までの3議案が提案されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.86 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 39 号から議案第 41 号までの3議案を直ちに日程に追加し、一括議題といたします。

初めに、議案第 39 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

畑中健康福祉部次長。

No.87 ○健康福祉部次長(畑中則雄君)

議案第 39 号 豊明市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明いたします。

豊明市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正を別添のように定めるものでございます。

この案を提出するのは、介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定に伴い、交付金相当額を保険料に充てるため、改正する必要があるからでございます。

内容の説明を行いますので、次のページをごらんください。

条文の説明を行います。

附則第3条は、保険料率を規定している条文でございますが、基準額の月額を 3,845 円とし、本則第3条第1項の各号及び附則第2条について、次のように改定するものです。

第1号は、保険料率を1万 1,500 円に改正するものです。

第2号は、保険料率を2万 700 円に改正するものです。

第3号は、保険料率を3万 4,600 円に改正するものです。

第4号は、保険料率を4万 6,100 円に改正するものです。

第5号は、保険料率を5万 700 円に改正するものです。

第6号は、保険料率を5万 7,600 円に改正するものです。

第7号は、保険料率を6万 9,200 円に改正するものです。

第8号は、保険料率を8万 700 円に改正するものです。

第9号は、保険料率を4万 1,500 円に改正するものです。

附則として、施行期日ですが、平成 21 年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.88 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明が終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.89 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 39 号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第 40 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.90 ○総務部長(山本末富君)

議案第 40 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,045 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 170 億 245 万円とするものでございます。

今回、追加上程いたしましたのは、国の第2次補正予算関連法案が3月4日に成立し、その中の緊急雇用創出事業は、国の臨時特例交付金を都道府県に交付し基金を造成

し、県はこれを財源に市町村に交付するものでございますが、県からの内示を受けての補正予算で、4月早々からスタートする事業が含まれているための当初の補正予算でございます。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、6ページ、7ページをお願いいたします。

事業欄のほうからご説明を申し上げます。

1の企画事務事業の中の企業誘致現況調査等委託料の766万7,000円は、新たに企業誘致支援に関する現況調査を行い、都市づくりの計画的な整備促進や、環境にやさしい用地の誘致整備計画を目的とし、基礎的な現況調査を行うものでございます。

雇用予定者数は3名でございます。

次に、2の駐輪場維持管理事業の迷惑駐輪監視員賃金の105万2,000円は、休日における豊明駅、前後駅の迷惑駐輪監視指導業務で、雇用予定者数は4名であり、下の消耗品費の2万2,000円は、監視員の着用する反射ベストでございます。

一番下の保育事業の保育園通訳事務の274万8,000円は、増え続ける外国籍の保育園児に対応するため、保育園専用にポルトガル語通訳を配置するもので、雇用予定者数は延べ2名でございます。

次のページをお願いいたします。

9ページのほうの2の商工総務事務事業の中の公共施設巡回バス利用状況調査委託料の417万3,000円は、公共施設巡回バスの路線等を見直す基礎資料とするため、利用調査及び利用アンケート等を行うもので、雇用予定者数は3名でございます。

次は真ん中でございますけれども、4の教育振興事務事業の授業改善及び学校生活サポート事業の373万1,000円は、授業の理解をより深めるための少人数授業及び学校生活を自分1人で過ごすにはかなり困難があると考えられる児童生徒をサポートするもので、雇用予定者数は2名でございます。

一番下になりますけれども、1の文化財保護事業の遺跡出土品及び民具整備作業の105万7,000円は、遺跡出土品等の整備作業をするもので、雇用予定者数は3名でございます。

それでは、歳入のご説明をいたしますので、4ページ、5ページをお願いいたします。

今回の事業は全額、緊急雇用創出事業費補助金として、県から2,045万円入るものでございます。

以上でご説明を終わります。

No.91 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明が終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.92 ○15番(山盛左千江議員)

国の第2次補正が通ったことにより、かなり急いだ形でこういった事業が選ばれたというか、提案されたというふうには承知しておりますが、その県から示されたタイミングというか、いつどのように県のほうからこういった事業に対する案内というか、通知があったのかをまずご説明いただいて、その中で、当市にはふるさと創生と緊急雇用と2種類の緊急雇用対策用の事業費があったと思いますが、それぞれ幾らずつで県からの交付の内示があったのか、教えてください。

それぞれのものについての事業の目的というか、ねらいの違いについても、あわせてご説明いただけるとありがたいと思います。

それから、これを見る限り緊急雇用創出事業のみで、ふるさと創生のほうの事業の補正が上がっておりませんが、どうしてそういうことになったのか、経緯についてもご説明いただきたいですし、今回、それが県のほうに認められなかったことによって、市が受ける損失というのか、いただき損ねたお金は今後どのようになっていくのか、お願いいたします。

No.93 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.94 ○経済建設部長(山崎 力君)

これは緊急雇用の関係でございますが、県から示されたのは今年1月15日付でございます。それで、市のほうに依頼がございました。

期限といたしましては、1月22日までに県のほうへ申請を出していただきたいということで、そういう依頼がありましたので、各課に事業創出の関係を打診して、今、説明をさせていただいた事業について、県に提出をしたものでございます。

それで、内容でございますが、まず緊急雇用の関係でございますが、これは、昨年来からの景気の関係で、離職者等がたくさん出たということで、国のほうがこういった緊急雇用の事業を創出したわけでございます。

それに伴う交付金が県のほうへ出されて、県がそれに基づいて配分をするということでございます。

豊明市のほうに緊急雇用として配分された目安でございます。これは、21年度から23年度までの事業でございますので、3年間で4,890万円でございます。

それから、ふるさと雇用再生のほうの関係で言いますと、豊明市に配分されたのが、これも3年間でございますが、目安として2,970万円ということでございます。

この事業の内容でございますが、これは、先ほどちょっと触れましたけれども、そういった景気の関係で離職を余儀なくされた人たちに対しての短期の雇用ということで、緊急雇用

のほうにつきましては、6カ月未満の雇用の機会を与えるということでございます。

それから、ふるさと雇用再生のほうにつきましては、原則1年以上という事業でございます。

それで、緊急雇用のほうだけしかないのではないかというご質問だと思いますが、これは各課の事業を創出していただいた中で、緊急雇用のほうしか出てこなかったということで、ふるさとの関係が、各課ではそういったものの事業が出てこなかったということで、これだけをまとめ上げて、私ども産業振興課が窓口として県のほうへ提出したものでございまして、これが内示ということで、この全体の6事業の額が示されましたので、今回この補正をさせていただいたということでございます。

終わります。

No.95 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山崎経済建設部長。

No.96 ○経済建設部長(山崎 力君)

ふるさとの関係でございますが、先ほど申し上げましたように、今回、各課に問い合わせた結果、事業が見出せなかったということでございます。

今後でございますが、これは3年間の事業でございますので、22、23年については、これはもちろんございます。両事業ともございます。

金額については、あくまで目安ということでございますので、21年度については内示ということで認めていただいた。22、23年については、また新たに県のほうから指示があると思います。

額についても、先ほど申し上げました3年間の目安ということでございますので、これは確定ではないと思っております。これが増えるか、また少なくなるかということについては、今後の問題だと思っております。

終わります。

No.97 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.98 ○15番(山盛左千江議員)

3年間で緊急雇用が4,890万円、ふるさと創生が2,970万円ということだったんですけれども、ふるさと、緊急それぞれに…。

No.99 ○議長(堀田勝司議員)

山盛議員に申し上げます。

緊急雇用対策で、質疑の範囲を超えておりますので。

No.100 ○15番(山盛左千江議員)

じゃ、緊急雇用対策で、3年間で4,890万円だったんですが、21年度分として、3年間の中の21年度分は幾らというふうに割合が決まっていたと思いますので、その割合を十分満たす今回の補正額であったのかどうか、それを上回っていたのか、足らなかったのかを教えてくださいたいと思います。

それから、県から出てきたのが1月15日ということで、かなりせば詰まった状態だったということはわかるんですけども、市内にどのように募集をかけていかれたんでしょうか。なかなか集まってこないというようなことも聞きましたので、その募集の方法。

それから、各事業についても若干お伺いしたいんですけども、まず企業誘致状況調査等委託料ですけども、3人分というふうにお伺いいたしました。

これはどこか、場所はイメージして調査などを行われるのでしょうか。その調査の方法についてお伺いしたいのと、委託となっておりますが、その委託先はどこだと考えていらっしゃるのか。

緊急の場合は、半年未満ということですけども、いつからスタートしていくのか。その調査の結果は、本市の都市づくりにどういうふうに生かしていけるのか、この事業内容について説明をいただきたいと思います。

それから、駐輪場の監視ですけども、休日だけということですけども、これについても、何月から何カ月分なのか。それが終わった後、この問題について、迷惑駐輪については、市としてはどのように考えていかれるのか、お伺いしたいと思います。

そのことについては、保育園の通訳についても同じです。

外国籍のポルトガル語の通訳の必要な園児は何人いて、その子たちに対して2人ということでしたけれども、これも何カ月間で、この人たちの緊急雇用の期限が切れたらどうなっていくのか、ご説明をいただきたいと思います。

それから、公共施設巡回ですけども、見直しのためにということでしたけれども、これも委託となっております。委託先はどこを想定していらっしゃるのか、お答えいただきたいと思います。

事業改善及び学校生活サポート事業ですが、すみません、これちょっと人数を聞きそびれましたので、もう一度人数を教えてくださいたいのと、どこの学校に配置されるのか。

今、失業していらっしゃる方を雇用することになると思うんですけども、その方が少人数授業であったり、学校生活が困難な人を援助、指導するためには、それなりのスキルが必要かと思いますが、そういったことに対しては、どのように対応してこの事業の成

果を上げていかれるのか、お伺いいたします。

それから、遺跡の出土品及び民具の整備作業ですけれども、これの必要性についてもご説明いただきたいと思います。

それでいいです。まず、それだけお願いいたします。

No.101 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.102 ○経済建設部長(山崎 力君)

それでは、緊急雇用創出事業についてでございます。先ほど申し上げましたように、3年間で4,890万。

この割り振りでございますが、21年度、この4,890万の4割、それから22年度が5割、それから23年度が1割ということで、県のほうから指示がまいっております。今回、補正に上げましたのは2,045万でございます。

そうしますと、緊急雇用のほうで、この割り当てでいきますと1,956万、上回っております。内示でございますが、これを認めていただいた。割り当てを上回っております。

ふるさと再生のほうにつきましては、3年間で2,970万円、この割り振りは21年度が2割、22年度が5割、23年度が3割ということでございますが、今年度、豊明市としては、この事業が各課から出てこなかったということでございますので、22年度以降ということになるかと思っております。

ただ私どもが今、県で聞いているのが、これが満額、全部各市町から出てくるのか出てこないのかということもまだわからないようでございますので、ただ、流動的だという話は聞いております。

それから、内部でどういう形で各課の事業を創出させたかということでございますが、これは、まず産業振興課のほうに県から指示があつて、産業振興課のほうから各課にこういった事業を創出してほしいということでした。

なお、それに加えて、幹部会のほうでも副市長のほうから指示をいただいて、こういった事業がまとまって県のほうに提出した、要望したということでございます。

終わります。

No.103 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.104 ○経済建設部長(山崎 力君)

すみません。私どものほうの8ページ、9ページの商工総務費の巡回バスのことでご質問があったようで、委託先はどこかということですが、これは民間委託ということで考えております。

終わります。

No.105 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.106 ○企画部長(宮田恒治君)

企業誘致現況調査等の委託の中身についてお答えいたします。

第4次総合計画の中にも、土地利用の考え方が示されておりますけれども、その後、まちづくり3法、都市計画法ですとか大店法等の一部改正がありましたので、このようなことから総合計画、それから都市マスタープラン等の土地利用の見直しが必要ではないかと考えております。

ちょうど来年度が総合計画の中間年でありますので、この時期を見計らって、土地利用の考えを一部修正していきたいと考えております。

それから、調査の場所は市内一円、どこか候補地を調査していきたいと思っております。それから、調査の時期ですけれども、大体6月から12月くらいの半年間を考えております。

以上で終わります。

No.107 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.108 ○企画部長(宮田恒治君)

すみません。委託先の件については、これから入札をかける予定であります。

以上で終わります。

No.109 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.110 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは、2款 総務費の交通安全対策費の中の駐輪場の維持管理事業のほうで、時期と、それからその効果についてお尋ねをいただきました。

時期につきましては、21年10月から22年3月までの6カ月間でございます。

それから、事業効果につきましては、駅周辺の美化と、駅利用に対する市民の迷惑駐輪による事故を防止できるというふうに、その効果を期待しております。

以上です。

No.111 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.112 ○市民部長(竹原寿美雄君)

その雇用期間が終わった後、これは6カ月間実施をさせていただいて、その効果を見た上で検討になるというふうに考えております。

以上です。

No.113 ○議長(堀田勝司議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.114 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

それでは、保育園の通訳の関係、7ページの一番下段でございます。

現在、保育園にポルトガル語圏の園児は48人でございます。

それから、総務部長が提案説明で「延べ2人」というふうに言われましたけれども、担当といたしましては、1人で半年契約を結びまして、さらに半年間更新したいと、このように考えております。

したがって、総務部長は「延べ2人」という言葉で説明をいたしました。

終わります。

No.115 ○議長(堀田勝司議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.116 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

この交付金が3年間でございますので、21年度につきましてはこういう形、22年度以降も、私どものほうといたしましては延長したいというふうに考えております。

終わります。

No.117 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.118 ○教育部長(野田 誠君)

9ページの授業改善及び学校生活サポート事業、373万1,000円の関係ですが、人数は授業改善で1人、学校生活サポート事業でいずれも1人です。

授業改善は、教員補助を予定しておりますので、こちらのほうはもちろん教員免許の有資格者です。

一方、特別支援教育の支援員の関係につきましては、特に有資格というのは必須要件とはしておりませんが、結果として、養護教諭だとかそういった経験者が随分多くございます。

学校名につきましては、これは予定ということでご了承ください。

教員補助につきましては、大規模校の中央小学校を予定しております。

それから、特別支援教育の支援につきましては、対象者が最近多くなってまいりました三崎小学校あたりを予定しております。あくまでも予定ということでご了承ください。

それから、遺跡出土品及び民具整備作業の必要性につきましては、出土品あるいは民具の整理あるいは管理が現時点では不十分でございますので、台帳等と突き合わせして、この際しっかりやっつけていこうと、こういう試みでございます。

終わります。

No.119 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.120 ○14番(榊原杏子議員)

それぞれのこの6つの事業について、募集の対象は聞いたものもありますけれども、今、離職をされた方ということが中心になりますけれども、市民に限って行うのか、それとも広く募集をするのか、それぞれについて教えていただきたい。

それから、委託のものに関しては、人件費が何パーセント以上ということはあると思います。それぞれ委託のものは2つありますけれども、この金額のうち、人件費に振り分けられるのはそれぞれ幾ら分であるか。

それから、全部ですけれども、募集をどのように行って、これが応募が人数に達しない場合、条件に合う人が来なかった場合には、どのようになさるおつもりでしょうか、お願いします。

No.121 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.122 ○経済建設部長(山崎 力君)

人件費の割合ということでございますが、人件費が7割以上、それで、そのうち失業者の割合が4分の3以上ということでございます。

それから、市内とかそういった限りはあるのかということでございますが、あくまで失業者ということでございますので、各事業についてはそれぞれのお考え方があるかと思いますが、そういった失業者が限定ということでございます。

それで今、ここの6事業でございますが、県のほうへ出したものについては、先ほど申し上げました失業者の人件費については、すべてクリアをしているものでございます。

終わります。

No.123 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.124 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、企業誘致の関係の調査委託費の人件費の割合は、全体で約90%を超えております。金額にしますと、約740万ほどになるかと思えます。

以上で終わります。

No.125 ○議長(堀田勝司議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.126 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

保育園の通訳の関係につきましては、市民協働課のほうを通じて募集したいと、このように考えております。

終わります。

No.127 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.128 ○経済建設部長(山崎 力君)

募集したら、そういった人が集まらなかったらどうかということでございますが、これは総体的に、そこは各課の所管で事業をしておりますので、私が申し上げることがいいのかということでございますが、それは各課で努力をしていただいて、募集をしていただいて、その事業を遂行していただくということになると思えます。

終わります。

No.129 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.130 ○15番(山盛左千江議員)

先ほど、保育園の通訳業務で、通訳が必要な園児の人数をお聞きしたんですけれども、答弁がございませんでしたのでお願いします。

ありましたか、ごめんなさい。じゃ、聞きそびれましたので、もう一度お願いいたします。

それと、4月から早々に行う事業があるので、今、補正として出てきたわけです。とすると、きょうの日にちから言いますともう何日もないんですけれども、4月実施のものは、どうも今の説明からいくと、保育園の通訳と授業改善及び学校生活サポート事業かなというふうに思うんです。

今、各課が努力して人を集めるんだというふうに答弁がございましたけれども、この短い期間の中で、その失業している人の雇用がきちっと確保できるのかどうか、どう努力されるのか、確認をしておきたいと思います。

それで、学校の授業改善及び生活サポート事業についても、やはりそれぞれ一人ひとりで少人数と特別支援と半年ずつということになるのでしょうか。

そうすると、あとの半年はどうなるのかということもちょっと心配ですので、そのことも、今後のことも含めまして、答弁をいただきたいと思います。

あとは、企業誘致現状調査等委託料ですけれども、総合計画とか都市マスが、法律の改正によって変更の可能性があるから、この調査委託を出すのだという説明だったわけですけれども、その法律の改正時期は、総合計画、都市マスタープランの決定の時期と比較して、どういうタイミングだったですか。

ちょっと変というか、こんな言葉を使ってはおかしいですね。タイミング的にちょっと不思議な感じがいたしますので、その説明をしていただきたいと思いますし、この緊急雇用対策で市の総計とか都市マスの変更に係るような、重要なというんですか、市にとってすごく大きな影響が出るような調査をされるということに大変危惧するわけですけれども、この事業をやろうというふうに、この緊急雇用ですけれども、取り組もうというふうに考えられたのは、どういうことだったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

No.131 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.132 ○健康福祉部長(濱島義和君)

先ほどもご答弁を申し上げましたが、ポルトガル語圏域の園児数は48人でございます。それから、募集の対象ということで、私どものほうは市民協働課を通じて募集をかけたいと、このように考えております。終わります。

No.133 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.134 ○企画部長(宮田恒治君)

今回、この緊急雇用を利用したという考えの中には、先ほど言いました、まちづくり3法が平成19年度ごろに大きな改正がありました。

この第4次総合計画を計画しましたのが平成18年度でありますので、その後、市の土地利用に対する考え方がかなり法律的に変わってきました。

特に調整区域に対する土地利用のあり方が、この法律改正以後、大きな方向転換を強いられることになってきましたので、特に総合計画で定めた大型商業施設というのがもうほとんどできなくなってきたということがあります。

逆に調整区域は、工業系もしくは住居系であれば、土地が利用しやすくなったということも出てきましたので、こういったことも踏まえまして、市内の土地利用の見直しをしたいと考えております。

以上です。

No.135 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.136 ○教育部長(野田 誠君)

授業改善及び学校生活サポート事業につきましては、4月に間に合わせます。大丈夫です。4月に間に合わせるよう努力します。やります。

それから2点目、最初の契約期間は6カ月ですので、6カ月を過ぎましたらそれで終わりということはありません。継続します。延長する予定でございます。

No.137 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.138 ○14番(榊原杏子議員)

先ほど、各課に出してくれということ投げかけたということがありましたけれども、一般質問の答弁だったかと思うのですけれども、申請をして、まだ県の内示をいただいていない段階のときだと思えますが、その時点で出したものはすべて認められたのか、それともはねられたものがあるのか。あるとすれば、どういうものだったのか。

それから、県に上げる前の段階で、その事業について絞ったということがあるのかないのか、教えていただきたいと思えます。

No.139 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.140 ○経済建設部長(山崎 力君)

この緊急雇用につきましては今、6事業を認められて内示をいただいております。

県のほうへは7事業を申請させていただきましたが、1事業については、この緊急雇用創出事業にそぐわないということで内々にいただいておりますので、それに基づいて、今回6事業になったということでございます。

No.141 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.142 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第40号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第41号について理事者より提案理由の説明を求めます。

畑中健康福祉部次長。

No.143 ○健康福祉部次長(畑中則雄君)

議案第41号 平成21年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額は変更なく、歳入歳出予算の総額を29億610万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、6、7ページをお開きください。

2款1項1目 居宅介護サービス給付費につきましては、985万5,000円の財源振替をするものです。

それでは、歳入のご説明をいたしますので、4、5ページ、前へお戻りください。

1款1項1目 第1号被保険者保険料985万5,000円の減につきましては、保険料額を減額するものでございます。

続きまして、下の7款2項2目 介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金985万5,000円の増につきましては、保険料額の減額分を補てんするものでございます。

以上で説明を終わります。

No.144 ○議長(堀田勝司議員)

提案理由の説明が終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.145 ○15番(山盛左千江議員)

一つ教えてください。

先ほど、20年度第4号の介護保険の補正予算が可決されたわけですがけれども、そのときの交付金額が3,078万4,000円です。

その中から985万5,000円というふうに今回算出されたのですけれども、すみません、これはどういうふうにこの金額を算定されたのか、その方法を教えていただきたいのですけれども、お願いします。

No.146 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

畑中健康福祉部次長。

No.147 ○健康福祉部次長(畑中則雄君)

当初の歳入予算、保険料でございますが、3,900円で特別徴収と普通徴収を計算してございます。

それで今回、そこへ単価を、基準額の場合ですと3,900円、今回の減額分3,845円ですべて計算をし直したその差額が、特徴につきましては880万900円、普徴につきましては105万3,100円ということで計算をいたしました。

以上です。

No.148 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございせんか。

山盛左千江議員。

No.149 ○15番(山盛左千江議員)

そうすると、3年間なわけですから、数字的にかなり3分の1に近い数字なんですけれども、第1号被保険者の数は毎年少しずつ増えていきます。

それで、きちっとそれも計算、当然でしょうけれども、計算されての割り振りなのでしょうか、ちょっと不安だったので確認したいと思います。お願いします。

No.150 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

畑中健康福祉部次長。

No.151 ○健康福祉部次長(畑中則雄君)

この第1号の被保険者の数につきましては、第4期の計画をつくった時点の21年度、22年度、23年度の被保数を用いた数字でございまして、現在のところは1,000万程度の大体3分の1ずつという数字が出ております。

ただ実際には、あくまでこれは、3,000万というのは準備経費を入れたものでございまして、その3,000万が限度でございまして、それ以上のものにつきましては、いわゆるほかの基金を使っていくという形になろうかと思っております。

No.152 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございせんか。

山盛左千江議員。

No.153 ○15番(山盛左千江議員)

すみません。もう一度確認になりますが、とすると、今回約3分の1を取り崩しますけれども、高齢者の人数が3分の1というわけではないので、毎年200人、300人増えていきます。

そうすると、3年目になると、この交付金が足らなくなって、今、既に市のほうで持っている基金を、この3,900円から3,845円にするための部分に取り崩す可能性もあるというふうにご検討をお願いいたします。

No.154 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

畑中健康福祉部次長。

No.155 ○健康福祉部次長(畑中則雄君)

先ほど申し上げましたように、第1号の被保者につきましては、大体の数字がそう誤差はないと思います。

ただ、誤差があるのは、その中で当初の予定どおり階層の人数があるのかないのかということによっても、今、議員からご質問がありましたように、その基金の崩しについては、実際にその年度になってみないとわからないという部分がございます。

以上です。

No.156 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.157 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第41号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案第39号から議案第41号までの3議案については、豊明市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.158 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第41号までの3議案は委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、議案第39号について討論・採決に入ります。

反対討論のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.159 ○13番(前山美恵子議員)

介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

議案第24号にもありましたように、基金から取り崩して3,900円から3,845円になりましたが、介護従事者処遇改善臨時特例基金をほとんど全額崩して介護保険料に充てられるということは、私もこれは反対ではありません。

ですが、第24号の議案のときにも申し上げましたように、これを機会に、なぜまだ残額のある基金1億7,000万のうち、少しでも取り崩して保険料の引き下げに充てなかったのかと

ということが大変問題であると思います。

今、介護保険料を滞納されていらっしゃる方があるにもかかわらず、これだけの基金を残しておくということは、私は賛成できません。よって、反対です。

No.160 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.161 ○議長(堀田勝司議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.162 ○15番(山盛左千江議員)

介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、保険料が実質安くなるわけで、一番保険料が安く済む第1階層については200円、一番高い人については1,200円軽減されます。

このことによって、介護従事者の報酬単価に多少でも、上がった分がこうして反映してくるわけですが、その3%部分が人手不足に十分見合う数字かということ、その部分については不安を感じております。

本来であれば、もっと値上げをし、介護に従事する人たちの雇用の安定ですとか、労働に見合った対価を払うべきだというふうに考え、もっとも国が補てんしてほしいと、そんなふうには当然思うところではありますけれども、今回については、値下げをする条例になりますので、反対する理由もなく、賛成といたします。

No.163 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.164 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第39号の討論を終結し採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.165 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 40 号について討論・採決に入ります。

初めに、反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.166 ○議長(堀田勝司議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.167 ○13番(前山美恵子議員)

議案第 40 号ですけれども、離職者対策として、我が党も1月に緊急に申し入れをさせていただきました。緊急雇用の関係は、本市では今回が初めてであります。多くの失業者の方が生活のつなぎになるような事業として、要望があればさらに拡充をしていただきたいということをお願いをいたしまして、賛成といたします。

No.168 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.169 ○14番(榊原杏子議員)

私も賛成ですが、失業した方に対して、少しでも雇用の機会を提供することができればと思ひまして賛成はいたしますけれども、少しこの間の経緯で残念に思ったことについては、通知があつてから短い期間ではありましたが、ふるさと創生のほうと緊急雇用のほうと2つのメニューがありました。

緊急雇用のほうは、あくまでも次の雇用へのつなぎという位置づけ。ふるさと創生のほうはいろいろ条件が厳しい部分もありますけれども、非正規雇用ではあるものの、一応はこれは雇用創出ということになるのではないかと、継続する事業に振り分けられるわけです。

失業して生活に困っている人は、やはりこちらのほうがよりありがたいというか、欲しているものだと思いますので、これについて、もらえる枠がある程度あつたのではないかと思いますけれども、今度、これについて応募をされなかった、できなかったということについて、大変残念に思います。

短い期間の中で、こういう条件に該当する事業を探していくのは大変ではありましようけれども、各担当部署において、例示されていた事業も大変幅広い事業がありましたし、常々日ごろから自分の担当している業務について、「こうしたい」とか、「予算はないけれども、ああしたいのにな」ということを思いながら仕事をしていけば、各課からこういったメニューが少しは提案できたのではないかと、このことを思います。

市長も、どこかの答弁で言われていたと思いますけれども、職員ができないからやらないとか、考えないとか、そういうふうになってはいけないということをおっしゃっていたと思います。まさに、そういうことが試された今回の経緯だったのではないかということを感じます。

来年以降もありますので、こういったことに関して、積極的に案が出るような市役所であっていただきたいということをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

No.170 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.171 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 40 号の討論を終結し採決を行います。

議案第 40 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.172 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 41 号について討論・採決に入ります。

初めに、反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.173 ○議長(堀田勝司議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.174 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 41 号の討論を終結し採決を行います。

議案第 41 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.175 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.176 ○市長(相羽英勝君)

平成 21 年第 1 回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会には、平成 21 年度当初予算を始め、ただいままで審議をいただきました 41 議案を上程させていただきましたところ、全議案とも承認・可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、議案審議の中で、いろいろなご意見やご提言をいただきましたので、今後とも可能な限り、その実現に努めてまいりたいというふうに思っております。

さて今、市民の皆さんの関心事になっておりますのは、定額給付金の支給についてでございます。当局といたしましても、議会の皆様のご承認をいただきましたので、迅速かつ正確な支給ができますよう、プロジェクトチームを中心に、全庁を挙げまして危機感を持って取り組んでまいっている覚悟でございます。議員各位のご理解、ご協力を切にお願いしたいと思っております。

この件につきましては、今後も乗り切ってまいらなければならないと想定されるような課題も出てこようかと思っておりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと、このように思っております。

また、先ほどは、WBC で日本が韓国を倒しまして優勝したという非常に明るいニュースが入ってまいりました。昨今は下向きで暗いニュースが多い中、本当に明るいニュースであります。これを契機に、日本の国が少しでも明るくなることを期待いたしております。

また、これからは、桜咲く春本番ということを迎えます。市民の皆様におきましても、少しでも明るい兆しを味わっていただくために、先ほどまで審議をいただきました議案をすべて認めていただきましたので、この中の当初予算の迅速かつ効果的な執行と、国会で決議をされました地域経済の活性化対策、例えば高速道路料金の大幅値下げ等を始め、追加の経済対策が着実に実行され、地域商業や、自然あるいは温泉、ショッピング及び観光振興等の推進が図られ、実体経済が刺激され、急激な景気の落ち込みに少しでも歯どめがかかることを願っているわけであります。

さて、本市といたしましても、引き続き緊急予算とさせていただきます。健全財政の堅持に向け努めてまいります。議員の皆様始め、市民の皆様のご理解、ご協力を引き続きいただきまして、市行政が円滑かつ効果的に遂行されることを願っているわけでありませぬ。

以上をもちまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

No.177 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。
これにて、平成 21 年豊明市議会第 1 回定例会を閉会いたします。

午後4時50分閉会

copyright(c) Toyoake City.